

しおり約款閲覧コード

0012240401



出産保険から
特定疾病治療保険〔I型〕への変更
ご契約のしおり・約款



この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらを記載しています。
ご一読いただき、内容を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

- ◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「[太陽生命保険株式会社](#)」を、「支社」とあるのは「[太陽生命支社](#)」を、また「本社」とあるのは「[太陽生命本社](#)」をさします。
- ◆「[保険組曲Best](#)」を構成する普通保険約款の正式名称には「[無配当](#)」、「[\(無解約払戻金型\)](#)」、および「[\(002\)](#)」の数字等がついていますが、当冊子においては、読みやすさを考慮し、一部において記載を省略しております。

この冊子の構成

この冊子は、つぎの2つの部分から構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

ご契約の内容、ご契約後の各種取扱などを規定した普通保険約款および特約条項を記載しています。

目的別もくじ

保険用語について 知りたい

主な保険用語のご説明

1 ページ



出産保険からの変更の 特長やしくみを知りたい

出産保険からの変更について

6 ページ



保険金等の 請求について知りたい

保険金などの請求

7 ページ



どういう場合に保険金等 が支払われるか知りたい

保険金のお支払い

12 ページ



保険料の払込免除につい て知りたい

保険料の払込免除

19 ページ



保険金等が支払われない 場合について知りたい

保険金をお支払い
できない場合など

21 ページ



申込を撤回したい

クーリング・オフ制度（ご契約の
申込の撤回・ご契約の解除）

27 ページ



保険料の払込方法に ついて知りたい

保険料の払込方法について

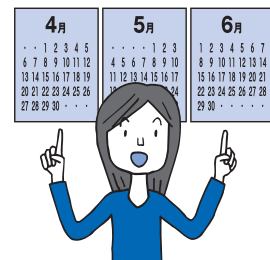
39 ページ



保険料の払込猶予期間と 失効について知りたい

払込猶予期間とご契約の
効力について

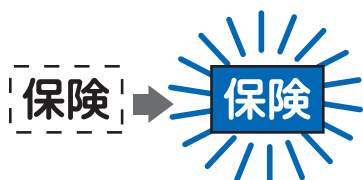
40 ページ



効力を失った保険を もどに戻したい

効力を失ったご契約の
復活について

40 ページ



契約を解約したい

ご解約と解約払戻金について

42 ページ



保険金等にかかる 税金について知りたい

保険金の
税法上の取扱

44 ページ



ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	1
------------	---

はじめに

【1】この冊子をお読みいただくに際して	5
【2】ご契約継続の方法について	5
【3】今回、保険期間満了を迎えた出産保険を変更するに際してのご注意点について	5

出産保険からの変更について

【1】出産保険からの変更の特長としくみ	6
---------------------	---

保険金などの請求

【1】保険金などの請求方法	7
【2】指定代理請求特約について	10

保険金のお支払い

【1】支払事由の発生時期	12
【2】主契約の保障内容	12
【3】特約の内容	15
【4】保険金のお支払いの際の保険料精算について	16

保険料の払込免除

【1】保険料の払込免除について	19
-----------------	----

保険金をお支払いできない場合など

【1】保険金をお支払いできない場合・保険料の払込を免除できない場合	21
【2】お支払いできない場合などの事例	23

お申込みに際して

【1】当社の生命保険募集人の権限	26
【2】責任開始期について	26
【3】保険証券について	26
【4】お申込みの手続	26
【5】契約確認	27
【6】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)	27
【7】個人情報の取扱について	28
【8】本人特定事項等の確認について	31
【9】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	31
【10】当社の組織形態および株式会社の運営について	36
【11】「生命保険契約者保護機構」について	36

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について	39
【2】払込猶予期間とご契約の効力について	40
【3】効力を失ったご契約の復活について	40
【4】お払い込みが困難なときの継続方法について	41
【5】契約者配当金について	41
【6】契約者・住所などの変更や証券紛失	41
【7】ご解約と解約払戻金について	42

税金について

【1】生命保険料控除について	43
【2】保険金・給付金などの税法上の取扱	44

免責事由一覧

【1】保険料の払込を免除しない場合	45
-------------------	----

全国支社一覧	89
--------	----

約款

取扱総則規定約款

第1節 用語の定義	47
1.用語の定義	47
2.給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由	47
第2節 会社の責任開始期	47
1.会社の責任開始期	47
第3節 保険料の払込	48
1.保険料の払込	48
2.保険料の前納	49
3.保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	49
4.保険契約の復活	50
第4節 保険契約の解除等	50
1.詐欺による取消または不法取得目的による無効	50
2.告知義務および保険契約の解除	50
第5節 保険契約内容の変更	52
1.給付金額等の減額	52
2.保険期間の変更	52
3.保険料払込期間の変更	52
第6節 保険契約の更新	52

もくじ

1. 保険契約の更新	52
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	54
1. 保険期間が終身の保険契約への変更	54
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	55
1. 保険料の振替貸付	55
2. 保険契約者に対する貸付	55
第9節 契約者配当金	56
1. 契約者配当金	56
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	56
1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更	56
2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者	57
3. 保険契約者の住所または集金場所の変更	57
第11節 給付金等の受取人による保険契約の存続	57
1. 給付金等の受取人による保険契約の存続	57
第12節 その他	58
1. 被保険者の業務、転居および旅行	58
2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理	58
3. 時効	58
4. 管轄裁判所	59
5. デビットカード等およびクレジットカードによる保険料等の払込	59
6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則	59
7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則	59
8. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則	60
9. 既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則	60
無配当特定疾病治療保険〔I型〕(無解約払戻金型)(002)普通保険約款	
(この保険の趣旨)	61
第1編 普通規定	61
1. 用語の定義	61
2. 保険金の支払	62
3. 保険料の払込免除	64
第2編 共通規定	65
第3編 特別規定	66
1. 保険料の払込方法(回数)	66
2. 解約	66
3. 払戻金	66
4. 団体保険からの加入に関する特則	66
5. 他の保険契約からの変更に関する特則	66
特定疾病ワイド給付金特則〔I型〕	67
保険組立特約	69

指定代理請求特約	72
保険料口座振替扱特約	74
別表	79
請求書類	85

別表

1. 不慮の事故	80
2. 高度障害状態	80
3. 身体障害状態	80
12. 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等	82

請求書類

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類	86
② その他の請求に必要な書類	86

主な保険用語のご説明

あ行

受取人

(うけとりん)

保険金・給付金等を受取る人をいいます。

例：特定疾病保険金の受取人は被保険者

か行

解除

(かいじょ)

告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。

解約

(かいやく)

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約すると、以降の保障はなくなります。

解約払戻金

(かいやくはらいもどしきん)

解約した場合などに、ご契約者に払戻されるお金のことをいいます。
特定疾病治療保険〔I型〕に解約払戻金はありません。

基準応当日

(きじゅんおうとうび)

契約基準日の月単位の応当日(月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日)のことをいいます。

給付金

(きゅうふきん)

被保険者が、病気やケガにより入院したとき、手術を受けたときまたは身体に障害が生じたとき、などに当社がお支払いするお金のことをいいます。

例：入院給付金、手術給付金、障害給付金

契約応当日

(けいやくおうとうび)

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の更新日・変更日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月の更新日・変更日に対応する日をさします。

契約基準日

(けいやくきじゅんび)

指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。

契約年齢

(けいやくねんれい)

被保険者の年齢は更新日・変更日時点での満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。

例：24歳7ヵ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

契約日

(けいやくび)

変更前の出産保険のご契約を締結し、保障を開始した日をいいます。

更新

(こうしん)

保険期間が満了したときに、健康状態に関係なく、原則としてそれまでと同一の保障内容で、保障を継続することをいいます。更新を希望する場合、保険期間満了日の2週間前までに申出ていただきます(保険料の払込が免除されている場合は取扱が異なります)。更新時の保険料は更新日現在の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。保障を同一とした場合、一般的に保険料は更新前に比べて高くなります。

高度障害状態

(こうどしょうがいじょうたい)

被保険者が両眼の視力をまったく永久に失った場合など、約款に定められた、保険料の払込免除の対象となる状態のことです。

か行	
告知義務 (こくちぎむ) と 告知義務違反 (こくちぎむいはん)	ご契約者と被保険者は、ご契約の申込などをするとともに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことについて報告をいただいていなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

さ行	
失効 (しっこう)	保険料払込猶予期間を過ぎても保険料の払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態となり、保険金・給付金等を受取れなくなります。なお、失効したご契約は復活できる場合があります。
指定契約 (していけいやく)	保険組立特約が付加され、指定された保険契約のことをいいます。
指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。
支払事由 (しはらいじゆう)	保険金・給付金などをお支払いする場合をいいます。 例：被保険者の死亡、入院、手術
主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
責任開始期・責任開始日 (せきにんかいしき・せきにんかいしび)	当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、出産保険からの変更の場合、責任開始日は変更日（復活の場合は復活日）となります。保険金の支払と告知義務および告知義務違反による解除については変更前の出産保険から保険期間が継続したものとみなします。
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の保険金・給付金等をお支払いするために、ご契約者が払い込む保険料の中から会社が積立てておく準備金のことをいいます。
総則規定・総則別表 (そうそくきてい・そうそくべつぴょう)	取扱総則規定約款のことで、各保険における共通の取扱について規定したものです。また、総則別表とは、総則規定の別表をいいます。

た行	
第1回保険料充当金 (だいいつかいほけんりょうじゅうとうきん)	ご契約の申込時に払いただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
特約 (とくやく)	特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。

は行	
払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料を払込いただく期間をいい、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
被保険者 (ひほけんしゃ)	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
復活 (ふっかつ)	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料の払込や告知・診査等が必要になります。
変更日 (へんこうび)	変更前の出産保険の保険期間満了日の翌日を変更日といいます。変更日から変更後の特定疾病治療保険〔I型〕の保障が開始されます。
保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます（保険料払込期間とは一致しないこともあります）。
保険金 (ほけんきん)	被保険者の死亡・高度障害などの場合に当社がお支払いするお金のことをいいます。
保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	保険会社と保険契約を締結し、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料の払込の義務など）を持つ人のことをいいます（契約者・ご契約者ともいいます）。
保険証券 (ほけんしょうけん)	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険年度 (ほけんねんど)	変更日または毎年の契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。更新日・変更日から最初の1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度・・・といいます。
保険料 (ほけんりょう)	ご契約者から当社へ払込いただくお金のことをいいます。
保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	ご契約者から保険料を払込いただく期間のことをいいます。
保険料払込方法 (ほけんりょうはらいこみほうほう)	ご契約者から保険料を払込いただく方法のことをいいます。保険料払込方法には、大きく分けて払込方法（回数）と払込方法（経路）の2通りがあります。払込方法（回数）には、月払・一時払があり、払込方法（経路）には、口座振替扱、団体扱（給与引き去り）、送金扱、などがあります。通常この2通りを組み合わせ、「口座月払」のような表示をします。
保険料払込猶予期間 (ほけんりょうはらいこみゆうよきかん)	払込期月内に保険料の払込がない場合でも、当社の定める期間内に払込いただいたときは、保険契約は有効に継続します。この期間を保険料払込猶予期間といいます。月払の場合は払込期月の翌月初日から翌々月の末日までです。

ま行	
免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由または保険料の払込免除事由に該当しても、例外として保険金・給付金などをお支払いしない事由または保険料の払込を免除しない事由をいいます。 例：ご契約後2年以内の自殺

や行	
約款 (やっかん)	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款（各普通保険約款と取扱総則規定約款から構成されます）と特約条項があります。
予定利率 (よていりりつ)	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

はじめに

【1】この冊子をお読みいただくに際して

- この冊子（出産保険から特定疾病治療保険〔I型〕への変更 ご契約のしおり・約款）は、出産保険（正式名称：無配当産前産後ケア保障付特定医療保険(001)）から保険組曲Best・特定疾病治療保険〔I型〕（正式名称：無配当特定疾病治療保険〔I型〕（無解約払戻金型）(002)）への変更の際にぜひ知っていただきたい事項を説明・記載しています。
よくお読みいただき、十分ご理解いただきますようお願いいたします。

【2】ご契約継続の方法について

- ご契約継続の方法については、以下のとおりになります。

継続方法	内容
出産保険からの変更	ご契約いただいていた出産保険が保険期間の満了を迎えた際、当社所定の条件のもと、無告知・無診査で保険組曲Best（特定疾病治療保険〔I型〕）にご加入いただける制度です。

【3】今回、保険期間満了を迎えた出産保険を変更するに際しての注意点について

- つぎのような場合などは、特定疾病治療保険〔I型〕に変更することができません。
 - ・出産保険で3大疾病給付金が支払われている場合
 - ・出産保険の保険期間満了までの保険料が払い込まれていない場合

出産保険からの変更について

【1】 出産保険からの変更の特長としくみ

- ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、出産保険の保険期間満了日の2週間前（*1）までに申出いただくことにより、被保険者の健康状態に関する診査・告知なしで、保険期間満了日の翌日（以下「変更日」といいます）に、当社所定の範囲内で保険期間が有期の特定疾病治療保険〔I型〕に変更することができます。

（*1）保険契約者に特別な事情があると当社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。

- 変更される指定契約と保険期間は、以下のとおりです。

変更前	変更後	変更後の保険期間
無配当産前産後ケア保障付特定医療保険(001)	無配当特定疾病治療保険〔I型〕 (無解約払戻金型)(002)	10年

！ ご注意

- つぎのような場合などは、出産保険からの変更はできません。
 - ・変更前のお産保険の3大疾病給付金が支払われている場合
 - ・変更前のお産保険の保険期間満了までの保険料が払い込まれていない場合
- 上記の内容は作成月現在のものであり、今後取扱が変更となる場合があります。

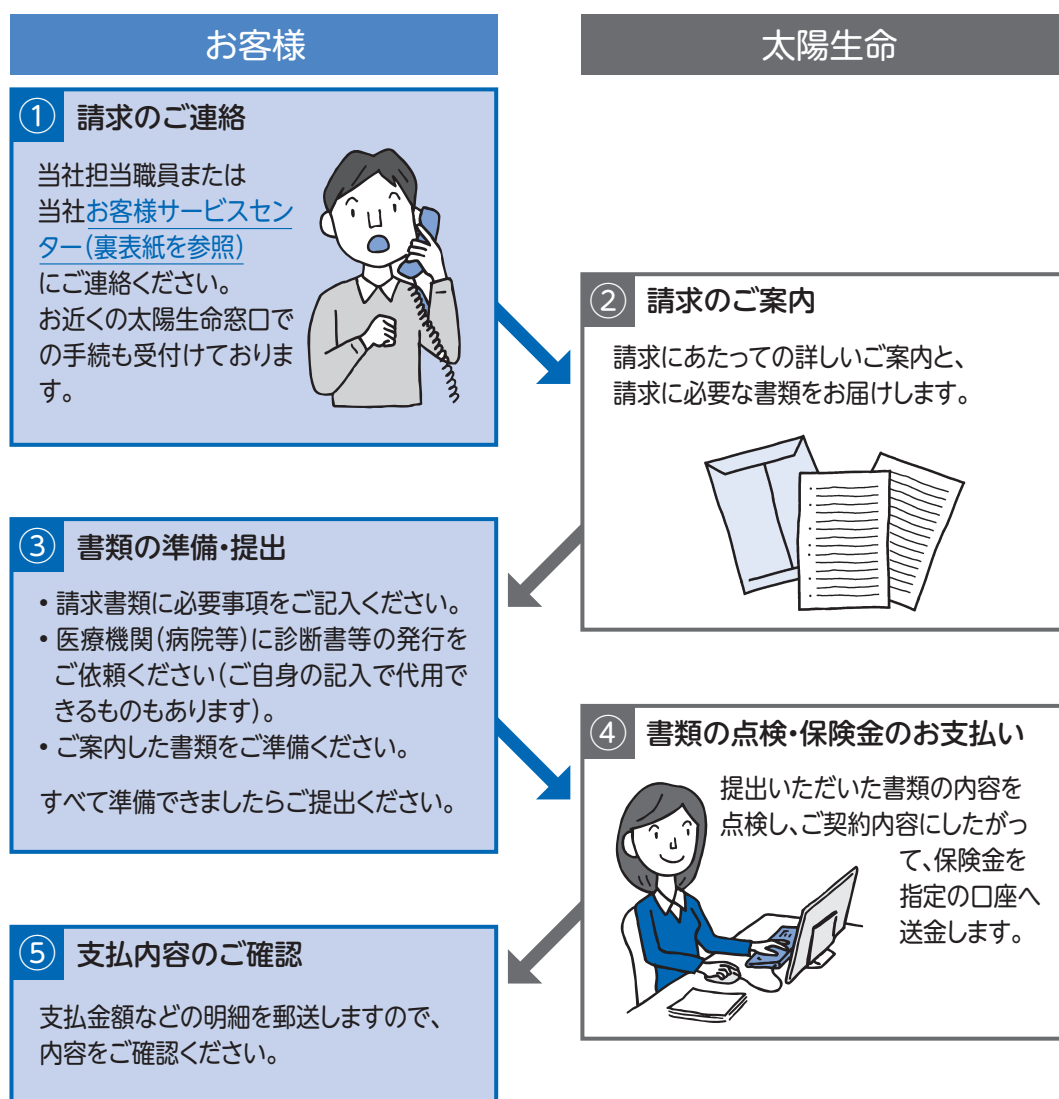
保険金などの請求

【1】保険金などの請求方法

1. 請求手続の流れ

- まずは太陽生命へご連絡ください。
- 支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、保険金などのお支払いまたは保険料の払込免除の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。

●請求のイメージ



- 当社ホームページにおいても、請求手続きが可能です。なお、手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。
 - ※上記の取扱は作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

2. 請求書類について

- 請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。[これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。](#)

3. お支払いできない場合・保険料の払込を免除できない場合

- 当社では、提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払い・保険料の払込免除の判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、保険金などのお支払いまたは保険料の払込免除ができない場合があります。
 - ※詳しくは、「保険金などをお支払いできない場合など」をご覧ください。

参照 21 ページ

保険金・給付金などをお支払いできない場合など

4. お支払いなどのご確認について

- 保険金などのお支払い・保険料の払込免除のご請求に関し、当社で委託した業務士などがご請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をすることがあります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会・確認をすることがあります。

5. 保険金などの支払時期について

- 保険金などの請求書類について不足や記入・押印漏れがなく、事実確認を行わない場合は、請求書類が当社に到着した日（*1）の翌日から起算して5営業日（*2）以内にお支払いします。
 - （*1）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。
 - （*2）営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。（作成月現在）
 - ・土曜日・日曜日
 - ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - ・12月30日から翌年1月4日まで

ただし、当社に提出された書類だけでは保険金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。
これらの期間を経過して保険金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

保険金などをお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(1)保険金などをお支払いするための確認が必要な場合	・支払事由発生の有無の確認が必要とき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき	45日以内
(2)(1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日以内
	・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会	90日以内
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者、保険金などの受取人または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	120日以内
	・日本国外における調査	150日以内
	・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を保険金などの請求者に対してご連絡します。

※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などが、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は保険金などのお支払いはしません。

※保険料の払込免除の請求についても、上記と同様の取扱いとなります。

※詳しくは、約款の「保険金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

- 保険金などのお支払い・保険料の払込免除に関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社 お客様サービスセンター

電話番号：0120-97-2111（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時
（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は除きます）

6. 保険金などの請求に関して訴訟となった場合

- 保険金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

※保険料の払込免除の請求に関する訴訟についても同様とします。

！ご注意

●時効について

保険金・解約払戻金などのお支払いおよび保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

参照 58 ページ

取扱総則規定約款
第33条

【2】指定代理請求特約について

参照 72 ページ

指定代理請求特約

- この特約を付加した場合、被保険者が保険金などを請求できないつぎのような特別な事情（※）があるときに、**あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が保険金などを請求できます。**

（※）請求できない特別な事情

- ・ 傷害または疾病により保険金などの請求を行う意思表示が困難であること
- ・ 傷病名の告知を受けていないこと（がんの場合など）

代理請求の対象となる保険金・給付金など	指定代理請求人の範囲
・ 被保険者が受け取る保険金・給付金など ・ 被保険者とご契約者が同一の場合の保険料の払込免除	保険金・給付金などの請求時点において、つぎのいずれかに該当する1名の方 (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族 (2) 被保険者と同居または生計を一にしている(1)以外の方（※） (3) 被保険者の療養看護に努める方、または財産管理を行っている方（※） (4) (2) および (3) に掲げる方と同等の特別な事情がある方（※）

（※）保険金・給付金などの請求時点において、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金・給付金などの受取人等のために保険金・給付金などを請求すべき相応の理由があると会社が認める方にかぎります。

- ・ この特約を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
- ・ **指定代理請求特約を付加した場合、他の特約による代理請求に関する規定は適用しません。**
- ・ この特約は、中途付加することができます。
- ・ ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- ・ 指定代理請求人は、保険金などの請求時にも上記の指定可能な方の範囲を満たしている必要があります。
- ・ 指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や保険金などの支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範囲内であることを証する書類を提出いただきます。

！ ご注意

- 被保険者が傷病名の告知を受けていない場合、指定代理請求人からの請求にもとづき保険金などをお支払いしたときは、つぎのような理由から、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。
 - ・ ご契約が消滅するなど契約内容が変更されるため
 - ・ 支払後にご契約者または被保険者からご照会があった場合に、保険金などの支払状況について事実を回答せざるをえないため
- この特約を付加していない場合は、被保険者が保険金などを請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。
- つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
 - ・ 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者
 - ・ 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - ・ 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
 - ・ 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

保険金のお支払い

【1】支払事由の発生時期

- 特定疾病保険金の支払対象となる支払事由は、保険契約の責任開始期（変更前の出産保険と保険期間が継続したものとして取扱います。ただし、変更後契約に復活があった場合は復活時とします。）以後の保険期間中に原因が発生したものにすぎません。

ただし、原因となった傷害または疾病が責任開始期前にすでに生じていた場合でも、ご契約の締結または復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期以後に生じた傷害または疾病によるものとみなして取扱います。

- ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
- ・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

- ・責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
- ・責任開始期前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
 - ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
- ・責任開始期前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

- 責任開始期（変更前の出産保険と保険期間が継続したものとして取扱います。ただし、変更後契約に復活があった場合は復活時とします。）前にお支払事由に該当しても、特定疾病保険金をお支払いすることはできません。

【2】主契約の保障内容

1. 取扱総則規定約款

- この規定は、各保険に共通する取扱についてまとめたものです。各保険の主な取扱に関してはこの規定が適用されます。なお、総則規定の別表を総則別表といたします。

- 主な内容

- ・会社の責任開始期
- ・保険料の払込
- ・保険契約の解除等
- ・保険契約内容の変更
- ・保険契約の更新
- ・保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付
- ・契約者配当金

2. 3 大疾病についての保障を充実させる保険

3大疾病により所定の状態になったときなどの保障を充実させることが主な目的の保険です。

● 3大疾病について

3大疾病とは、がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中のことをいい、それぞれつぎのような疾病をいいます。

がん(悪性新生物)	悪性腫瘍細胞が、からだの組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられている疾病をいい、一般に「がん」と呼称されるものです。	
急性心筋梗塞	心臓に酸素や栄養を送っている冠状動脈が、コレステロールによる動脈硬化などにより狭くなったり、心臓への血液供給量が急激に少なくなったりすることによって、心臓の筋肉が壊死してしまう病気です。激しい胸の痛みをともなう心臓発作を起こし、死亡する危険の高い疾病です。	
脳卒中	脳血管の異常により起こる病気で、代表的なものとして、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3つがあります。いずれも発生すると生命の危険がある疾病で、主な内容はつぎのとおりです。	
	くも膜下出血	脳の外側を流れる血管が破れて、脳を包むくも膜との間に出血する病気です。くも膜下出血の発作は激しい頭痛や吐き気とともに現れ、意識を失い、まひ等の後遺症を残します。また再発することも多く、再発時は初回よりもさらに深刻になるケースが多くなります。
	脳内出血	高血圧症による血管の変化や動脈硬化などによって、脳内の血管が破れ、出血する病気です。脳内で出血が起こると、あふれた血液が脳を圧迫して手足のまひや言語障害などが現れます。
	脳梗塞	コレステロールによる動脈硬化などによって、脳の血管が詰まり、血液が流れにくくなるために、脳細胞に送られる酸素や栄養分が不足して細胞が壊死する病気です。

※対象となる所定のがん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中等の詳細については、総則別表12の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等」をご覧ください。

無配当特定疾病治療保険〔I型〕（無解約払戻金型）(002)

被保険者が保険期間中に、3大疾病（所定のがん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の状態になったときに、特定疾病保険金をお支払いします。

※出産保険から変更したこの保険には、特定疾病ワイド給付金特則は付加されず、本則のみでの契約になります。

〔しくみ図〕



●保障内容

保険金をお支払いする場合		お支払いする 保険金 (支払金額)	受取人
がん (悪性新生物)	被保険者が保険期間中に、生まれて初めて所定の悪性新生物に罹患し、医師により診断確定（※1）されたとき	特定疾病保険金 (保険金額)	被保険者
急性心筋梗塞	被保険者が保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態（※2）が継続したと医師によって診断されたとき		
脳卒中	被保険者が保険期間中に所定の脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		

（※1）悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検）（注）により行われます。

（注）病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見により行うことを認めることがあります。

（※2）労働の制限を必要とする状態とは、軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

！ ご注意

- 特定疾病保険金のお支払いは、責任開始期（変更前の出産保険と保険期間が継続したものととして取扱います。ただし、変更後契約に復活があった場合は復活時とします。）以後に発病したものにかぎります。
- 責任開始期前の傷害または疾病により、つぎの①の状態になった場合でも、当社のご契約の締結または復活などの際に、つぎの②のいずれかに該当したときは、責任開始期以後に生じた傷害または疾病により、それぞれ①の状態になったものとみなして取扱います。
 - ① 被保険者が該当した状態など
 - ・ 所定の急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になった場合
 - ・ 所定の高度障害状態になった場合
 - ② 責任開始期以後に生じた傷害または疾病により①の状態になったものとみなすとき
 - ・ ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
 - ・ 原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

- ・ 責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
 - ・ 責任開始期前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
 - ※ 異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
 - ・ 責任開始期前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合
- 保険期間中に所定の急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日を経過する前に保険期間が満了した場合でも、保険期間満了日から起算して60日以内に支払事由に該当した場合には、特定疾病保険金を支払います。
- 責任開始日（ご契約日、復活日）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳がん（乳房の悪性新生物）については、特定疾病保険金はお支払いしません。
- 悪性新生物のうち、上皮内がん、非浸潤性のがんおよび皮膚がんについては、特定疾病保険金のお支払いの対象となるがん（悪性新生物）に該当しません。ただし、皮膚の悪性黒色腫（上皮内がん・非浸潤性のがんを除きます）は特定疾病保険金のお支払いの対象となります。
- 責任開始期前にすでに一度でもがん（悪性新生物）に罹患し、診断確定されていたときは、責任開始期以後に新たにがん（悪性新生物）に罹患しても特定疾病保険金はお支払いしません。
- 特定疾病保険金をお支払いしたとき、この保険は消滅します。
- ご契約者からの申出により、保険期間満了時に当社所定の範囲内でご契約を更新することができます。診査等は不要です。

【3】 特約の内容**1. 保険組立特約**

- 保険契約者が同一である主契約ごとに付加することにより、付加された保険契約を指定契約とし、指定契約の取扱を定めることを主な内容とする特約です。
 - ※ 出産保険からの変更の場合は、単体でのお取扱いとなります。

2. 指定代理請求特約

- 被保険者が特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が特定疾病保険金を請求することができる特約です。詳しくは「保険金などの請求」の「【2】指定代理請求特約について」をご覧ください。

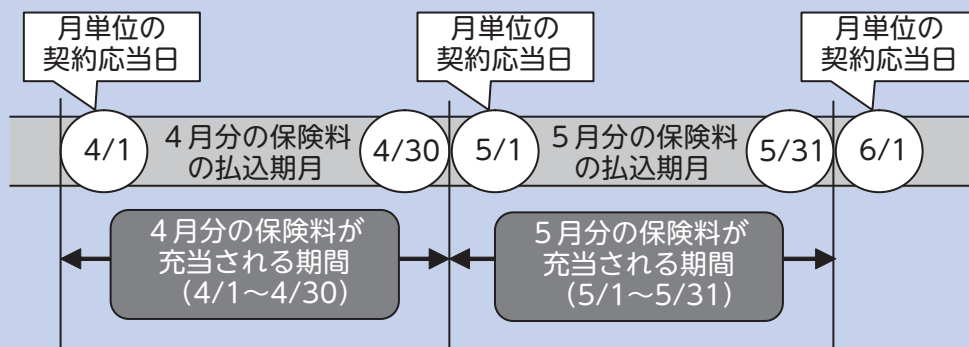
参照 10 ページ

指定代理請求特約について

【4】保険金のお支払いの際の保険料精算について

毎月払いただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間（この期間のことを「保険料期間」といいます）に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込むものとして計算されています。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



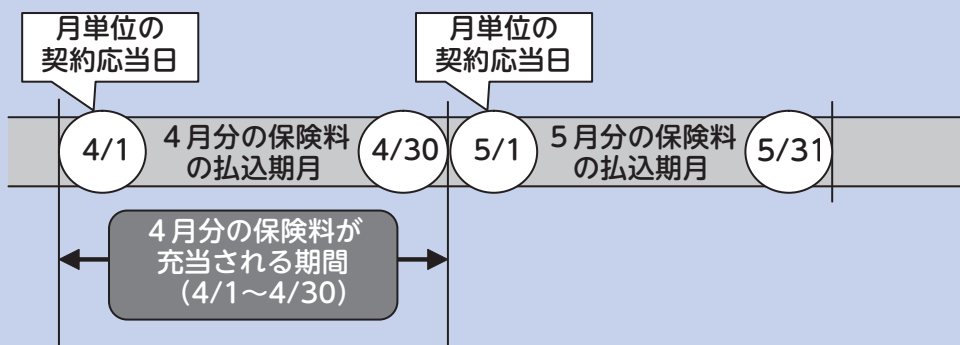
したがって、特定疾病保険金の支払事由が発生した日を含む期間に充当される保険料が払い込まれていない場合には、つぎのとおり取り扱います。

●払込期月中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取り扱います。

内容	取扱
・ 特定疾病保険金をお支払いするとき	・ 未払込保険料〔1ヵ月分〕をお支払いする金額から差し引きます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱のご契約およびお支払いする金額が未払込保険料〔1ヵ月分〕より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料〔1ヵ月分〕を払込いただくことがあります。
・ 保険料の払込を免除するとき	・ 猶予期間内に未払込保険料〔1ヵ月分〕を払込いただきます。

(例) 月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



4月分の保険料（1ヵ月分）が未払込のまま、4/1～4/30の間に

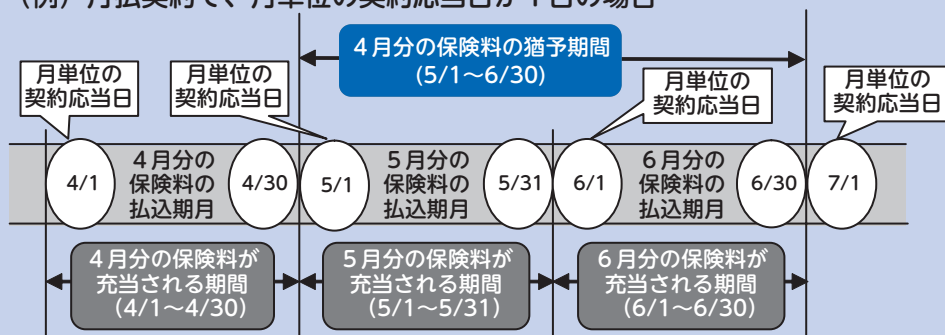
- 保険金・給付金などの支払事由が発生したとき
4月分の保険料（1ヵ月分）を差し引きます。
- 保険料の払込免除事由が発生したとき
4月分の保険料（1ヵ月分）を払込いただきます。

●猶予期間中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取り扱います。

内容	取扱
・ 保険金などをお支払いするとき	・ 未払込保険料をお支払いする金額から差し引きます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱のご契約およびお支払いする金額が未払込保険料より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料を払込いただくことがあります。
・ 保険料の払込を免除するとき	・ 猶予期間内に未払込保険料を払込いただきます。

(例) 月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



4月～5月分の保険料（2ヵ月分）が未払込のまま、5/1～5/31の間に

- 保険金・給付金などの支払事由が発生したとき
4月～5月分の保険料（2ヵ月分）を差し引きます。
- 保険料の払込免除事由が発生したとき
4月～5月分の保険料（2ヵ月分）を払込いただきます。

4月～6月分の保険料（3ヵ月分）が未払込のまま、6/1～6/30の間に

- 保険金・給付金などの支払事由が発生したとき
4月～6月分の保険料（3ヵ月分）を差し引きます。
- 保険料の払込免除事由が発生したとき
4月～6月分の保険料（3ヵ月分）を払込いただきます。

保険料の払込免除

【1】保険料の払込免除について

- 保険料月払のご契約の場合、被保険者が保険料払込期間中に、つぎのいずれかの状態になったときに、以後の保険料の払込を免除します。

項目	保険料の払込を免除する場合
不慮の事故による所定の身体障害状態	●所定の不慮の事故（*1）による傷害を直接の原因として、所定の身体障害状態になったとき
所定の高度障害状態	●傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になったとき

（*1）対象となる不慮の事故については、総則別表1の「不慮の事故」をご覧ください。

1. 所定の高度障害状態について

- 保険料の払込を免除する場合の「所定の高度障害状態」とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。詳しくは、総則別表2の「高度障害状態」をご覧ください。

2. 所定の身体障害状態について

- 保険料の払込を免除する場合の「所定の身体障害状態」とは「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、総則別表3の「身体障害状態」をご覧ください。

3. 不慮の事故による傷害について

- 不慮の事故による傷害を原因とする場合は、その事故の日から起算して180日以内に保険料の払込免除事由に該当した場合にかぎります。

4. 保険料の払込免除事由の発生時期について

- 保険料の払込免除の対象となる保険料の払込免除事由は、保険契約の責任開始期（変更前の出産保険と保険期間が継続したものとして取扱います。ただし、変更後契約に復活があった場合は復活時とします。）以後の保険料払込期間中に原因が発生したものにかぎります。
ただし、保険契約の責任開始期前の傷害または疾病により、所定の状態（*1）になった場合でも、保険契約の締結または復活の際に、つぎのいずれかに該当したときは保険契約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病により所定の状態（*1）になったものとして取扱います。

参照

各普通保険約款 第1編

参照 80 ページ

総則別表 1

参照 80 ページ

総則別表 2

参照 80 ページ

総則別表 3

○ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき

※ただし、その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。

○原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

- ・ 保険契約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
- ・ 保険契約の責任開始期前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合（※2）
- （※2）異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
- ・ 保険契約の責任開始期前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

（※1）所定の状態とはつぎのとおりです。

- ・ 身体障害状態
- ・ 高度障害状態

- 保険契約の責任開始期（変更前の出産保険と保険期間が継続したものとして取扱います。ただし、変更後契約に復活があった場合は復活時とします。）前または保険料払込期間満了後に保険料の払込免除事由に該当しても、保険料の払込を免除することはできません。

！ ご注意

- 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害状態が加わって身体障害状態または高度障害状態になった場合には、保険料の払込を免除できることがあります。

保険金をお支払いできない場合など

【1】保険金をお支払いできない場合・保険料の払込を免除できない場合

保険金のお支払いや保険料の払込免除は、約款の規定にもとづいて取り扱いますが、以下のように保険金をお支払いできない場合や保険料の払込が免除できない場合があります。

1. 支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合

- 保険金の支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合には、保険金のお支払いや保険料の払込免除はできません。

2. 保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除できない場合

- 保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除できない場合などの例は、つぎのとおりです。
 - ◆約款に規定された免責事由（保険料の払込を免除しない場合）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）

3. 責任開始期前に原因が生じた場合

- 責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合には、保険金のお支払いや保険料の払込免除はできません。

4. 告知義務違反による解除の場合

- 告知義務違反による解除により、保険金を支払わない場合・保険料の払込を免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ◆ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったとき
 - ◆ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知した内容が事実と相違するとき
 - ※ただし、告知義務違反の対象になった原因と保険金の請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、保険金・給付金などをお支払いします。

5. 重大事由による解除の場合

- 重大事由による解除により、保険金を支払わない場合・保険料の払込を免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ①ご契約者または受取人等が保険金・給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき

参照

各普通保険約款 第1編

参照 45 ページ

免責事由一覧

参照

各普通保険約款 第1編

参照 50 ページ

取扱総則規定約款 第12条

参照 51 ページ

取扱総則規定約款 第14条

- ②受取人に保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき
- ④他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者、被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき
- ※上記の事由が生じた以後に、保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、当社は保険金・給付金などのお支払いまたは保険料の払込を免除しません(上記③の事由にのみ該当した場合で、保険金・給付金などの受取人が複数の場合、保険金・給付金などのうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた保険金・給付金などを除いた額を、他の受取人に支払います。)。当社は、すでに保険金・給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。

- (*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金・給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

6. 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

- 詐欺による取消または不法取得目的による無効により、保険金を支払わない場合・保険料の払込を免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
- ◆ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき(詐欺による取消)
- ◆保険金・給付金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結(復活)したものと認められるとき(不法取得目的による無効)
- ※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでに払込いただいた保険料はお返ししません。

7. ご契約が失効している場合

- 保険料の払込がなく、ご契約が失効しているときは、その後、保険金の支払事由が生じても保険金をお支払いできません。

※保険金をお支払いする場合・できない場合については、次ページ以降の具体例をご参照ください。

参照 50 ページ

取扱総則規定約款
第10条

参照 49 ページ

取扱総則規定約款
第8条

【2】お支払いできない場合などの事例

- 保険金・給付金などをお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、ご契約内容によっては、異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、「【1】保険金をお支払いできない場合・保険料の払込を免除できない場合」にあてはまるときは保険金をお支払いできないことがあります。

事例1 特定疾病保険金のお支払い～がん（悪性新生物）

○ お支払いする場合

子宮頸がんの診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「お支払い対象のがん」であった場合。



お支払い対象となるがんのため、**特定疾病保険金をお支払いします。**

× お支払いできない場合

子宮頸がんの診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「上皮内がん」であった場合。



上皮内がんであるため、**特定疾病保険金はお支払いできません。**

- 特定疾病治療保険にご加入の場合、生まれて初めて普通保険約款に定める「悪性新生物（※1）（肉腫や白血病などを含みます）」に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病保険金をお支払いします。

（※1）約款に定める「悪性新生物」とは、つぎのすべての要件を満たす必要があります。

- 総則別表12の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等」に定める悪性新生物であること

※上皮内がん、非浸潤性のがん、皮膚がん（基底細胞がん、有きよく細胞がんなど）ではないこと。ただし、皮膚の悪性黒色腫（上皮内がん、非浸潤性のがんを除く）は、特定疾病保険金のお支払いの対象となります。

- 責任開始期（変更前の出産保険と保険期間が継続したものとして取扱います。ただし、変更後契約に復活があった場合は復活時とします。）前を含めて、過去にがん罹患したことがないこと

- 責任開始日（変更前の出産保険の契約日、変更後契約に復活があった場合は復活した日）から起算して90日以内に罹患した乳がんではないこと

○ お支払いする場合

胸痛で受診し、冠動脈検査等の精密検査の結果、「急性心筋梗塞」と診断されて2週間入院し、さらに受診から60日後にも自宅安静が必要と医師によって診断された場合。



約款に定める「急性心筋梗塞」に該当し、かつ初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働制限を必要とする状態が続いていたため、
特定疾病保険金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

胸痛の症状があり、病院で受診したところ、いったん「急性心筋梗塞」と告げられたが、精密検査では約款記載の「急性心筋梗塞」の定義に記載する所見はなく、その後まもなく症状はおさまった場合。



約款に定める「急性心筋梗塞」に該当しないため、
特定疾病保険金はお支払いできません。

○特定疾病治療保険にご加入の場合、普通保険約款に定める「急性心筋梗塞（*）」を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したことを医師によって診断されたときは、特定疾病保険金をお支払いします。

（*）約款に定める「急性心筋梗塞」とは、「対象となる急性心筋梗塞の定義」の条件をすべて満たす場合をいいます。

胸部痛などの自覚症状のみで診断された場合や、「狭心症」「陳旧性心筋梗塞」などは、約款に定める「急性心筋梗塞」には該当しません。

参照 82 ページ

総則別表 12

事例3 特定疾病保険金のお支払い～脳卒中

○ お支払いする場合

突然、左半身がまひし、頭部のCT検査の結果、「脳梗塞」と診断され、さらにその日から60日以上、まひの後遺症が続いたと医師によって診断された場合。



約款に定める「脳卒中」に該当し、かつ初めて医師の診療を受けた日からその日も含めて60日以上、左半身まひの後遺症が続いているため、**特定疾病保険金をお支払いします。**

× お支払いできない場合

何となく手がしびれるため病院で受診したところ、いったん「脳梗塞」と告げられたが、その後、症状がなくなった場合。



約款に定める「脳卒中」に該当しないため、**特定疾病保険金はお支払いできません。**

- 特定疾病治療保険にご加入の場合、普通保険約款に定める「脳卒中（*）」を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたときは、特定疾病保険金をお支払いします。

（*）約款に定める「脳卒中」とは、「対象となる脳卒中の定義」の条件をすべて満たす場合をいいます。

自覚症状のみで診断された場合や、「外傷性くも膜下出血（疾病性のものは含まれません）」「脳動脈瘤（破裂していないもの）」「一過性脳虚血発作」などは、約款に定める「脳卒中」には該当しません。

参照 82 ページ

総則別表 12

お申込みに際して

【1】当社の生命保険募集人の権限

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。
(例)・保険契約の復活 など

参照 40 ページ

効力を失ったご契約の復活について

【2】責任開始期について

- 保険契約の引受けを当社が承諾した場合、出産保険の保険期間満了日の翌日（変更日）から、この保険の保険契約上の責任を開始します。
なお、この保険契約の第1回保険料が変更日の翌々月末日までに払い込まれないときは、このお申込みは無かったものとなります。
また、支払事由の適用の際は、責任開始期は、出産保険から継続したものとして取り扱います。ただし、変更後契約に復活があった場合は復活時とします。

【3】保険証券について

- ご契約のお申込みを当社が引き受けますと、保険証券が発行されます。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【4】お申込みの手続

- お申込みの契約内容について、ご契約者・被保険者ご自身が申込書を十分ご確認のうえ署名し、お手続きください。

【5】契約確認

- 当社で委託した業務士等が、ご契約の申込後にご契約の申込内容や告知内容等について確認する場合があります。

【6】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)

- 生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。

●クーリング・オフの申出方法

申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）はつぎの方法で、ご契約の申込の撤回またはご契約の解除を（以下「申込の撤回等」といいます）をすることができます。

- ①書面（郵送）による申出
- ②当社ホームページ内のクーリング・オフ専用申出フォームからの申出

●クーリング・オフの取扱期間

- ・つぎの起算日からその日を含めて20日以内であれば、申込の撤回等を行うことができます。

起算日
●つぎのいずれか遅い日 ①「特に重要なお知らせ（契約概要/注意喚起情報）」（*）の交付日 ②保険契約の申込日（変更後のご契約の申込日） ③保険契約の変更日（変更前契約の保険期間の満了する日の翌日）

（*）保険契約の申込の撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。

●書面での申出方法

申込の撤回等は、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により太陽生命本社あてに、つぎの項目をご記入のうえ、発信してください。

- ①申込を撤回等する旨
- ②申込いただいた商品名
- ③保険契約の申込日（更新・変更後のご契約の申込日）
- ④申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）

ご記入例

太陽生命保険株式会社 行

① 私は下記の保険契約の申込の撤回を行います。

② 商品名 ○○○○○

③ 申込日 ○月○日

④ 住所 ○○県○○市○○町○-○-○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

申込者（契約者） ○○ ○○

申込者（ご契約者）ご自身がご署名ください。

●太陽生命ホームページからの申出方法

- ◆クーリング・オフ専用申出フォームに入力のうえ、送信してください。
- ◆クーリング・オフは、クーリング・オフ専用申出フォームの送信時に効力を生じます。

- 申込の撤回等をした場合には、申込時に当社が受領した金額（後日振替となった場合はその金額）をお返しします。
- 当社は申込者等に対し、申込の撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払を請求しません。
- 申込の撤回等の書面の発信時または申出フォームからの送信時に保険金・給付金などの支払事由が生じている場合には、申込の撤回等の効力は生じません。ただし、申込の撤回等の書面の発信時または申出フォームからの送信時に、申込者等が保険金・給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

！ ご注意

- つぎの契約・取扱などについて、クーリング・オフをすることができません。
 - ①債務履行の担保のための保険契約
 - ②既存の保険契約の内容変更（保険金額の減額など）に関する取扱

【7】 個人情報の取扱について

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正な取扱に努めています。

1. 個人情報の取得・利用目的

- 当社はお客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。

なお、当該個人情報は既に取得しているものも含まれます。

- ①各種保険契約の引受、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

※当社は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間終了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、当社が申込関係書類等を取得した場合、それらの書類は返却いたしません。

2. 医療・健康等の機微（センシティブ）情報の取扱

- 当社はお客様の機微（センシティブ）情報については、各種保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。なお、機微（センシティブ）情報には、当社が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用しません。

3. 個人情報の第三者提供の制限

- 当社は業務上必要な範囲をこえて、個人情報を第三者に提供しません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。

- ①各種保険契約の引受、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合

提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問合せの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、当社が個人情報の提供を受けることもあります。

- ②当社は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、かかる場合（既に再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合

提供する手段または方法は、契約時にご提出頂いた書類がある場合は、その送付もしくは、当社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります。（個人情報の取扱については、再保険会社との再保険契約の中で、当社と同等の水準の個人情報保護水準を求めています。）

- ③当社の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合
- ④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）
- ⑤団体（集団）扱にて払込の保険契約について、保険料の引去り、配当金のお支払い、年末調整などの事務処理に必要な情報を団体（集団）へ提供する場合

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や、その他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱いの詳細については、当社のホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

！ ご注意

- 上記の内容は作成月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【8】本人特定事項等の確認について

- 当社は、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客様の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更したときは、すみやかに、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【9】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」

といいます) から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター(裏表紙をご参照ください)にお問い合わせください。
 - ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
 - オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

- ※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- ※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/keiyaku.pdf>)をご確認ください。

2. 「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求に際し、**あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。**

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- 保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。

相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実が消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/shiharai.pdf>)をご確認ください。

3. 保有個人データの共同利用について

当社は、下記のとおり、当社が保有するお客様の個人データを共同利用いたします。

1. T&D保険グループ各社

当社ならびにT&D保険グループ各社では、経営管理およびリスク管理を実施するとともに、より付加価値の高い商品・サービスの開発・提供を行うため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

●共同利用する個人データ

- (1) 株式会社T&Dホールディングスの株主さまの氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、所有株式数等に関する情報
- (2) T&D保険グループが保有する個人の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号その他申込書等に記載された内容および保険金・給付金等のお支払状況その他の下記の利用目的の達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用の利用目的

- (1) の個人データ
 - (A) 株式会社T&Dホールディングスの株主さまへのご連絡、各種情報等の提供および株主管理
 - (B) その他上記に関連・付随する業務
- (2) の個人データ

- (A) T&D保険グループの経営管理およびリスク管理、これらに付随する業務ならびに法令等の遵守
- (B) 各種取引の開始・維持管理（各種保険契約の引受けおよび継続・維持管理ならびに保険金・給付金等の支払いを含む。）
- (C) T&D保険グループが提供する各種商品・サービスの案内・提供
- (D) T&D保険グループの業務に関するお客様への情報提供・運営管理および商品・サービスの充実
- (E) その他上記に関連・付随する業務

●共同利用者の範囲

株式会社T&Dホールディングスならびに株式会社T&Dホールディングスの有価証券報告書等に記載されている連結子会社のうち、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく对外告知を実施済みの会社

●管理責任者

太陽生命保険株式会社

<https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html>

株式会社T&Dホールディングス

<https://www.td-holdings.co.jp/company/profile.html>

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

<https://www.tdf-life.co.jp/company/profile.html#anc-01>

T&Dアセットマネジメント株式会社

<https://www.tdasasset.co.jp/company/about/>

ペット&ファミリー損害保険株式会社

<https://www.petfamilyins.co.jp/company/overview/>

※上記にかかわらず、当社は、ご本人の同意があったとしても、特定個人情報等を共同して利用することはありません。

2. 株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同して利用する個人データ

- (1) 太陽生命保険株式会社のお客様に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、契約内容、保険金・給付金の支払に関する内容、当社のアンケートへのご回答、当社が提供するスマートフォン向けアプリ等のサービスのご利用により取得した情報など）
- (2) その他下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用者の範囲

太陽生命保険株式会社、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同利用における利用目的

- (1) 当社商品・サービスの充実
- (2) その他上記に関連・付随する業務

●個人データの管理について責任を有する者の名称、住所及び代表者の氏名

太陽生命保険株式会社

代表者名および住所は以下のリンク先を参照願います。

<https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html>

●共同利用者における個人データの取扱

株式会社太陽生命少子高齢社会研究所は、同社のプライバシーポリシーに基づき、個人データを取り扱います。詳細につきましては、下記のリンク先をご覧ください。 <https://www.taiyo-institute.co.jp/policy/>

- 当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）やその他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱、契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

【10】当社の組織形態および株式会社の運営について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように、「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【11】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

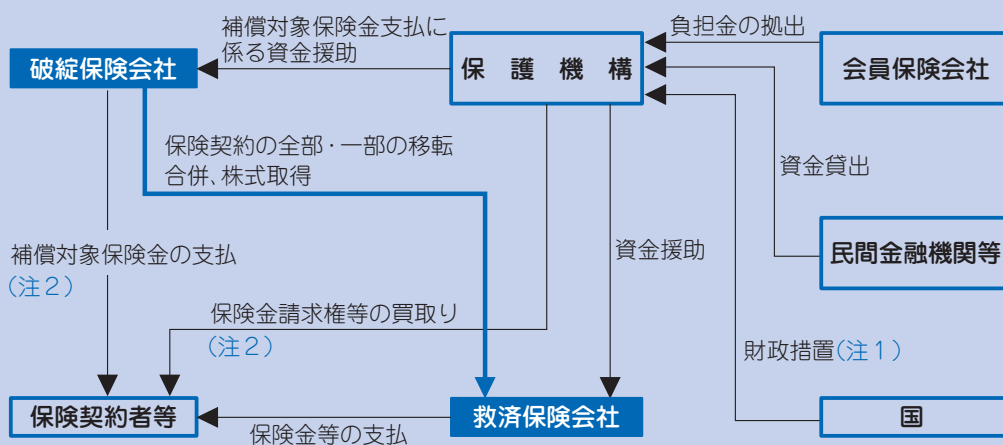
- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに

に伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

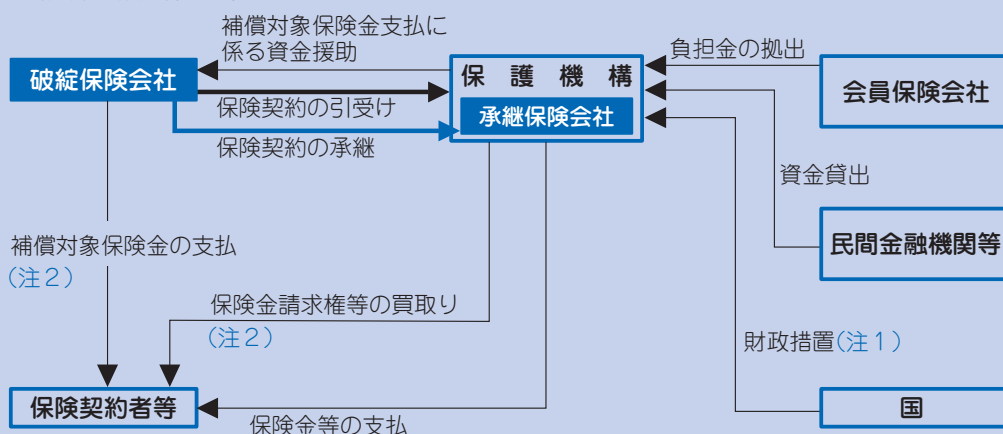
- (※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- (※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率＝90％－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}
- (注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3％となっております。
- (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- (※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- (※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90％が補償されるものではありません。

● 仕組みの概略図

○ 救済保険会社が現れた場合



○ 救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、令和9年(2027年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(*2)に記載の率となります。)

■ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

● 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について

参照 48 ページ

取扱総則規定約款
第4、5条

- 保険料は払込期月中に当社へお払い込みください。

1. 口座振替によるお払い込み

- 当社指定の金融機関等の、ご契約者が指定された口座より自動的に保険料が当社に払い込まれる方法です。
詳しくは、「保険料口座振替特約条項」をご覧ください。当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）におたずねください。

参照 74 ページ

保険料口座振替特約

◆保険料をまとめて払い込む方法

保険料をまとめてお払い込みいただける制度として、つぎの制度があります。

■前納

- ・まだ保険料期間の到来していない将来の月払保険料を前もって納めて（払い込んで）いただく方法です。前納された保険料（前納保険料といいます）は一旦保険会社が預かり、その預かり金の中から、毎月、保険料として充当していきます。
- ・当月分を含めて6ヵ月分以上お払い込みいただくときは所定の割引があります。
- ・ご契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合や保険料の払込免除事由が発生した場合、**前納保険料の残額（前納未経過保険料といいます）があれば払い戻されます（前納保険料のご契約者のお申し出による払い戻しは行いません）。**

参照 49 ページ

取扱総則規定約款
第6条

お願い

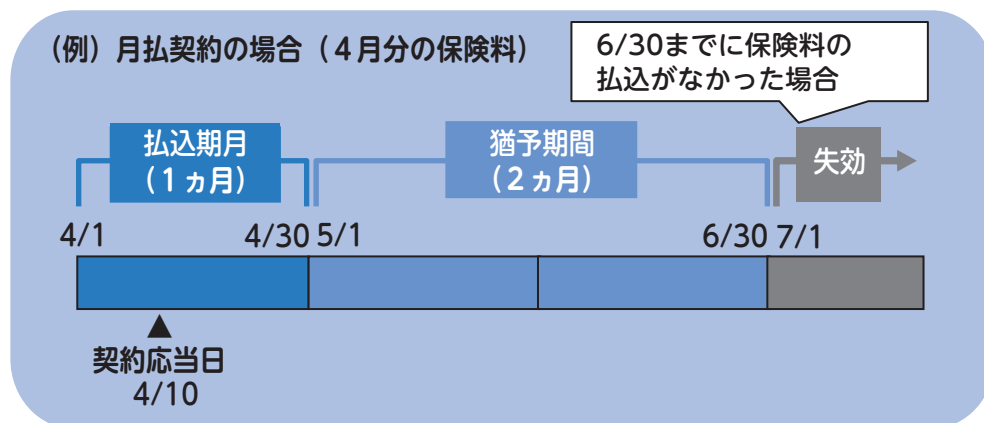
- お払い込み方法の変更を希望される場合や、転居等の場合は、すみやかに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお申し出ください。お払い込み方法の変更についてお申し出があった場合、当社所定の事務手続きを経て、新たなお払い込み方法に変更させていただきます。

！ご注意

- つぎの場合により保険料のお払い込み方法が変更されたときなどには、保険料が変更されることがあります。
 - ・口座振替から他の払込方法に変更されたとき など
- 保険金額の減額等のご契約内容の変更などにより、毎月の保険料合計額が所定の金額を下回る場合は、その金額を上回るよう前納により保険料をお払い込みいただく必要があります。

【2】払込猶予期間とご契約の効力について

- 保険料は払込期月中に払い込んでください。払込期月中に払込がない場合、当社はつぎの内容をご契約者に通知します。
 - ・保険料が払込期月中に払い込まなかったこと
 - ・保険料の払込猶予期間
 - ・**保険料の払込がないまま猶予期間が過ぎると、ご契約の効力がなくなる（失効する）こと**
- 保険料の払込猶予期間は「払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで」です。
- 保険料の払込がないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約は効力がなくなります。**



！ご注意

- 失効したご契約でも解約払戻金を請求することができます。

【3】効力を失ったご契約の復活について

- 万一ご契約の効力がなくなった場合でも**失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。**
- ご契約の復活をする際のお手続きは、つぎのとおりです。
 - ・あらためて被保険者に告知をしていただきます。
 - ・当社が復活を承諾したときは、つぎの金額を一括でお払い込みいただきます。この場合、当社はつぎの金額を受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

ご契約が失効した理由	お払い込み金額
保険料が払い込まれないまま猶予期間が経過したとき	お払い込みを中止された時から復活するまでの保険料

参照 49 ページ

取扱総則規定約款
第7、8条

参照 50 ページ

取扱総則規定約款第
9条

！ご注意

- つぎに該当する場合などは、復活できません。
 - ・ 健康状態が当社所定の基準を満たさないとき
 - ・ すでに解約されているとき
 - ・ ご契約の効力がなくなった状態で、すでに保険期間満了日を経過しているとき

【4】お払い込みが困難なときの継続方法について

保険料のお払い込みが困難になられたときでも、ご契約を有効にお続けいただけるように、つぎのような方法があります。

1. 保険料の負担を軽くしたいとき

保険金額の減額

- 保険金額を少なくして以後の保険料を少なくします。
 - * 保険金額の減額は有効中のご契約にかぎりお取り扱いします。
 - * 当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

【5】契約者配当金について

- この保険は無配当です。契約者配当金はありません。

【6】契約者・住所などの変更や証券紛失

1. 保険契約者の変更

- ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。
保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利や保険料を支払う義務など）は、すべて新しい保険契約者に引き継がれます。

2. 指定代理請求特約の中途付加・指定代理請求人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約の中途付加または指定代理請求人の変更をすることができます。この場合、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

参照 52 ページ

取扱総則規定約款第
15 条

参照 56 ページ

取扱総則規定約款
第 22 条

参照 56 ページ

取扱総則規定約款
第 23、24 条

3. 住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き

- つぎのような場合には、すみやかに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
 - ・ 転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号を変更したとき
 - ・ ご契約者・被保険者・受取人などが改姓または改名したとき
 - ・ 保険証券を紛失したときまたは盗難にあったとき

- 当社ホームページにおいても、つぎの手続等が可能です。
 - ・ 住所の変更
 - ・ 保険証券の再発行
 - ・ 指定代理請求特約の中途付加なお、手続には該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。
※ 上記の取扱は作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【7】ご解約と解約払戻金について

1. 解約について

- 特定疾病治療保険〔I 型〕は、解約払戻金はありません。
- 解約はいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。
- 一旦解約後、あらためてご契約した場合、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

2. 解約した場合の特約等の取扱い

- 解約しますと、付加された各種特約等も同時に解約となります。

税金について

！ご注意

- 本項記載の税務の取扱は、作成月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更されることがあります。個別の税務の取扱については、所轄の税務署等にご確認ください。

【1】生命保険料控除について

- 一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を払込になった場合には、年間払込保険料（※1）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。

（※1）年間払込保険料とは、当年中（1月から12月まで）に払込いただいた保険料です。（以下同様とします）

- 生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項 目	内 容
対象となる保険契約	・受取人すべてが、保険料の払込をする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎります。
対象となる保険料	・年間払込保険料の合計額です。ただし、身体の傷害のみに基因して保険金・給付金等が支払われる保険・特約（災害保険・傷害保険など）は、生命保険料控除の対象外となります。

- この保険（特定疾病治療保険〔I型〕）は、**介護医療保険料控除**の対象です。
- 生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社が発行する「生命保険料控除証明書」が必要となります。

■所得税の所得控除額

- ・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとりの金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

■住民税の所得控除額

- 一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれ下記の表のとりの金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

！ご注意

- この生命保険料控除の内容は、契約日または更新日・変更日が2012年1月1日以降のご契約に適用されます。
- 契約日または更新日・変更日が2011年12月31日以前のご契約がある場合、上記と異なる取扱となることがあります。

【2】保険金・給付金などの税法上の取扱

1. 保険金の非課税扱

- 特定疾病保険金は、一般的に税金がかかりません（ご契約者が法人でかつ受取人の場合は課税されることがあります）。
 - ※指定代理請求人が受取人の代わりに保険金を受け取った場合も非課税となります。

ご参考

(所得税法施行令第30条 所得税基本通達9-21)

免責事由一覧

【1】保険料の払込を免除しない場合

保険料の払込を免除する場合 (払込免除事由)	保険料の払込を免除しない場合 (免責事由)
高度障害状態になったとき	・ 保険契約者の故意 ・ 被保険者の故意 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 戦争その他の変乱（*）
不慮の事故による 所定の身体障害状態	・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 地震、噴火または津波（*） ・ 戦争その他の変乱（*）

（*）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部の払込を免除することがあります。

取扱総則規定約款

2024年4月1日改正

(この規定の趣旨)

この取扱総則規定約款は、この取扱総則規定約款を適用することを各普通保険約款に定める保険契約を締結する場合に適用され、各普通保険約款における共通の取扱について規定しています。

この取扱総則規定約款が適用される保険契約の普通保険約款は、締結する保険契約に応じて、各普通保険約款および取扱総則規定約款で構成され、各普通保険約款および取扱総則規定約款が同時に適用されるものとします。

第1節 用語の定義

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この規定において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
給付金（額）等	各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。
総則別表	この規定の別表のことをいいます。
請求書類別表	この規定の請求書類別表のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
死亡保険金等	死亡給付金、満期保険金、遺族年金、遺族給付金ならびに無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当終身認知症・生活介護年金保険契約の死亡一時金を含みます。

② この規定において使用する保険種類の名称には、同じ名称の中で特に区別する場合を除いて、付されている番号、「（無解約払戻金型）」および「（低解約払戻金型）」の表示を省略して記載します。

2. 給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由

(給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由)

第2条 保険契約における給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由に関する規定については、各普通保険約款の第1編（普通規定）または特則に定めるものとします。

第2節 会社の責任開始期

1. 会社の責任開始期

(会社の責任開始期)

第3条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
- 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。
- ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金等（死亡払戻金を含みます。）の受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）
 - (6) 保険期間
 - (7) 給付金額等およびその支払方法
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日
- ⑤ 保険料一時払の保険契約のときは、第1項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

第3節 保険料の払込

1. 保険料の払込

（保険料の払込）

- 第4条 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- ② 第2回以後の保険料が払込期月中に払い込まれなかった場合、会社は保険契約者につぎの事項を通知します。
- (1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
 - (2) 猶予期間
 - (3) 猶予期間の満了する日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間の満了する日の翌日から保険契約が効力を失うこと
- ③ 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約もしくは特約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料（特約が消滅したときは、その払込を要しなくなった金額）を保険契約者に払い戻します。ただし、給付金等（死亡払戻金を含み、保険契約または特約の消滅をとともうものおよび年金にかぎります。）を支払うときは、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除き、給付金等（死亡払戻金を含みます。）とともにその受取人に払い戻します。
- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者（死亡払戻金を支払う場合で、死亡払戻金受取人を指定している場合は死亡払戻金受取人）は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑥ 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（保険料払込の猶予期間）第4項の規定を準用します。
- ⑦ つぎの各号により保険料が会社の定める金額に満たなくなる場合、会社の定める範囲内で保険料の前納により払い込むことを要します。
- (1) 給付金額等の減額が行われたとき
 - (2) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき

（保険料の払込方法（経路））

- 第5条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
 - (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 前項第2号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第7条第1項の猶予期間中にその未払込

保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。

- ③ 第1項第2号の方法による場合、第7条第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
- ⑤ 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号、第3号、第5号または第6号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎりません。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一であることを要します。

2. 保険料の前納

（保険料の前納）

第6条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて6か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割引します。

- ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
- ③ つぎの各号の場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 将来の保険料の払込を要しなくなったとき
 - (3) 無配当個人年金保険契約または無配当長寿生存年金保険契約（以下「個人年金保険契約等」といいます。）の年金支払開始日が到来するとき（ただし、あらかじめ保険契約者から申出がないときは、保険契約の責任準備金に充当し、会社の定める方法により、新たに年金の金額を定めます。）
- ④ 前項第1号の場合、つぎの各号の給付金等を支払うときは、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）とともにその受取人に払い戻します。ただし、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除きます。
 - (1) 保険契約の消滅をとまなう給付金等
 - (2) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、個人年金保険契約等の年金を除きます。）
- ⑤ 特則の給付金が支払われたことにより特則が消滅した場合、特則部分の前納保険料の残額があるときは、払い戻すべき金額を給付金等とともにその受取人に払い戻します。

3. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第7条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

- ② 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する給付金等（死亡払戻金を含みます。）があるときは、その給付金等を支払います。
- ④ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の失効）

第8条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約払戻金があるときは、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を請求することができます。

4. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

第9条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約の解約後は、保険契約を復活することはできません。

- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－1）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 前条の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。
- ④ 第21条（保険契約者に対する貸付）第6項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。
- ⑤ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の復活を承諾した後に第3項および前項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
 - (2) 第3項および前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑥ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

第4節 保険契約の解除等

1. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

第10条 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

- ② 保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、保険契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

2. 告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第11条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第12条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその給付金等の受取人が証明したときは、会社は、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- ⑤ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第13条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（満期保険金を除く死亡保険金等の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号ア. からオ. までに該当したのが給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項および前項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- ④ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金等を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない給付金等に対応する部分については前項の規定を適用します。この場合、その部分に解約払戻金があるときには、その部分の各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑥ 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約または無配当終身生活介護年金保険契約、無配当終身生活介護年金保険〔I型〕契約もしくは無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）または無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険(001)契約、無配当就業不能

収入保障保険〔Ⅰ型〕契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約、無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕契約もしくは無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約（以下「収入保障保険契約」といいます。）の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。
 - (2) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に第3項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。
 - (3) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第4項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。
- ⑦ 会社は、支払事由が生じた給付金等について各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める据置払または分割払の取扱を開始した後に第1項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第3項および第4項中、「保険契約者」とあるのは「給付金等の受取人」と読み替えて適用します。
 - (2) 第4項中、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「据え置かれている給付金等（給付金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払による給付金等の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

第5節 保険契約内容の変更

1. 給付金額等の減額

（給付金額等の減額）

第15条 保険契約者は、将来に向かって、給付金額等を減額することができます。ただし、減額後の給付金額等が会社の定める金額に満たないときは、給付金額等の減額を取り扱いません。

- ② 給付金額等の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 給付金額等が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 給付金額等が減額されたときは、保険契約者に通知します。

2. 保険期間の変更

（保険期間の変更）

第16条 保険期間の変更は取り扱いません。

3. 保険料払込期間の変更

（保険料払込期間の変更）

第17条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、保険料払込期間を変更することができます。

- ② 保険料払込期間の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 会社が保険料払込期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。
- ④ 保険料払込期間が変更されたときは、保険契約者に通知します。

第6節 保険契約の更新

1. 保険契約の更新

（保険契約の更新）

第18条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場

合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。) 前までに申し出ることにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日(以下「更新日」といいます。)に更新することができます。

- ② 前項のほか、保険料の払込が免除されている保険契約は、保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、更新日に更新されます。
- ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
 - (3) つぎの各号のいずれかの保険契約において、保険料の払込が免除されているとき
 - ア. 無配当積立保険
 - イ. 無配当養老保険
 - ウ. 無配当生存給付金付定期保険
 - (4) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ④ つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、更新前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
 - (1) 保険期間
 - (2) 保険契約の型
 - (3) 支払限度の型
 - (4) 生存給付金の形式
 - (5) 年金支払満了年齢
 - (6) 最低支払保証期間
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、第1項に定める保険契約の更新の申出の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。
 - (2) 保険期間を更新前と同一とすると第3項第2号に該当するときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
会社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。
 - イ. 前ア. 以外であるとき
保険契約は更新することができません。
- ⑥ 更新後の給付金額等は、更新前の給付金額等と同一とします。ただし、保険契約者から保険期間の満了する日の2週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、給付金額等を変更して更新することができます。
- ⑦ 更新後の保険料または給付金額等は、更新日における被保険者の年齢により計算します。
- ⑧ 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑨ 第4条(保険料の払込)第3項から第5項までおよび第7条(保険料払込の猶予期間)第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑩ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。
- ⑪ 更新後の保険契約については、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑫ 保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
 - (1) 給付金等(満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。)の支払
 - (2) 給付金等の支払限度
 - (3) 保険料の払込免除
 - (4) 告知義務および告知義務違反による解除
 - (5) 責任開始期前のガン診断確定による無効
 - (6) ガン責任開始日前のガン診断確定による無効
 - (7) 責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
 - (8) 認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効
 - (9) 削減期間
- ⑬ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。
- ⑭ 保険料一時払の保険契約に更新する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。
- ⑮ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料一時払の保険契約を保険料月払の保険契約に変更することができます。この場合、第12項第3号の規定にかかわらず、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱いません。

- ⑯ 第3項第4号の規定により保険契約が更新されないときは、更新の取扱いに準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。
- ⑰ 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

第7節 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 保険期間が終身の保険契約への変更

(保険期間が終身の保険契約への変更)

第19条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険期間が終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

- ② 前項の場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。
- ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- (1) 変更前契約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
 - (3) 変更前契約に特別条件が付加されている場合。ただし、特定疾病・部位不担保法の場合で、その不担保期間が満了しているときを除きます。
 - (4) 変更前契約の保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
 - (5) 変更日に会社がこの保険契約（保険期間が終身の保険契約のことをいいます。）の締結を取り扱っていない場合
- ④ 前項第5号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱いに準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。
- ⑤ 変更後契約の給付金額等は、変更前契約の給付金額等の同額以下とします。ただし、変更後契約の給付金額等は、会社の定める範囲内であることを要します。
- ⑥ 変更後契約の保険契約の型および支払限度の型は、変更前契約の保険契約の型および支払限度の型と同一とします。
- ⑦ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- ⑧ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑨ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑩ 変更後契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。
- ⑪ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- (1) 給付金等の支払
 - (2) 給付金等の支払限度
 - (3) 保険料の払込免除
 - (4) 告知義務および告知義務違反による解除
 - (5) 責任開始期前のガン診断確定による無効
 - (6) ガン責任開始日前のガン診断確定による無効
 - (7) 責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
 - (8) 認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効
 - (9) 削減期間
- ⑫ 保険契約者は、本条の変更の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。
- ⑬ 保険料一時払の保険契約に変更する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。
- ⑭ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付

1. 保険料の振替貸付

(保険料の振替貸付)

第20条 保険料が第7条第1項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後2か月分の保険料（保険料払込期間の最終月までの月数が2か月未満のときは、1か月分の保険料）に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

- ② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第5項第1号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。
 - (1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）
 - (2) すでに本条または次条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ③ 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－4）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。
 - (1) 会社所定の利率で計算します。
 - (2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。
 - (3) 保険料の払込を要しなくなった保険契約においては、保険料払込中の保険契約に準じて取り扱います。
- ⑤ すでに本条の貸付金がある保険契約について、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。
 - (2) 前号の場合、前項第2号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。
- ⑥ 保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または特則が消滅したとき
 - (2) 給付金額等を減額したとき
 - (3) 保険料払込期間を変更したとき
- ⑦ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。
- ⑧ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。

2. 保険契約者に対する貸付

(保険契約者に対する貸付)

第21条 保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。

- (1) 各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）のうち会社の定める範囲内の金額
- (2) すでに前条または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ② 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－5）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。
- ④ つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または特則が消滅したとき
 - (2) 給付金額等を減額したとき
 - (3) 保険料払込期間を変更したとき
- ⑤ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。
- ⑥ 前条および本条による貸付金の元利合計額が、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）をこえたときは、保険契約は効力を失います。
- ⑦ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場

合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合で、第1回の終身生活介護年金とともに支払われる金銭を含みます。）をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。
- (2) 第1回の終身生活介護年金の支払事由発生後は、新たに本条による貸付は取り扱いません。

第9節 契約者配当金

1. 契約者配当金

（契約者配当金）

第22条 この保険契約には、契約者配当金はありません。

第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人

1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更

（保険契約者の変更）

第23条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類別表（②－6）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 保険契約者が変更されたときは、保険契約者に通知します。

（死亡保険金等の受取人の変更）

第24条 保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。

- (1) 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡保険金等受取人、死亡給付金等受取人および遺族年金受取人
- (2) 満期保険金受取人
- ② 各普通保険約款において、給付金等の受取人を保険契約者または被保険者に限定している場合には、給付金等の受取人の変更を取り扱いません。
- ③ 第1項第1号の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。ただし、つぎのすべてを満たす場合を除きます。
- (1) ガン死亡保険金または災害死亡保険金の死亡保険金受取人の変更の場合
- (2) 変更後の受取人が被保険者の相続人である場合
- ④ 給付金等の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金等の受取人とします。
- ⑤ 前項の規定により給付金等の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金等の受取人となった者のうち生存している他の給付金等の受取人を給付金等の受取人とします。
- ⑥ 第4項および前項により給付金等の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑦ 死亡保険金等の受取人の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－7）に定める書類を会社に提出してください。
- ⑧ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社に変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による死亡保険金等の受取人の変更）

第25条 前条に定めるほか、保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡保険金等の受取人の変更をすることができます。

- ② 前項の受取人の変更は、前条第3項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。
- ③ 本条による死亡保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人は、請求書類別表（②－7）に定める書類を会社に提出してください。

2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者

(保険契約者の代表者)

第26条 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

(死亡保険金等の受取人の代表者)

第27条 死亡保険金等の受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金等の受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金等の受取人の1人に対して行った行為は、他の死亡保険金等の受取人に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者の住所または集金場所の変更

(保険契約者の住所または集金場所の変更)

第28条 保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第11節 給付金等の受取人による保険契約の存続

1. 給付金等の受取人による保険契約の存続

(給付金等の受取人による保険契約の存続)

第29条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
 - (3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと
- ③ 前項の場合、給付金等の受取人は、請求書類表（②-11）に定める書類を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第7項までのとおり取り扱います。
 - (1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - (2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - (3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - (4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - ア. 生存を支払事由とする給付金等
 - イ. 解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等
 - ウ. 特則の給付金等
 - (5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、第8項に該当するものを除きます。）
- ⑤ 前項第1号から第3号までの場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
- ⑥ 第4項第4号の場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合

ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合

ア. 当該支払うべき金額を債権者等に支払います。

イ. 当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第2項本文の金額は、前ア. の金額を差し引いた金額とします。

ウ. 第1項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

⑦ 第4項第5号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合

ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合

ア. 当該支払うべき金額は、第1回および第2回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。

イ. 保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。ただし、終身生活介護年金保険契約の場合を除きます。

⑧ 個人年金保険契約等および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約において、第1項の解約の効力を生じる日が、年金支払開始日以後となる場合、第1項から前項までの規定は適用せず、保険契約の解約を取り扱うものとして扱います。

⑨ 無配当終身認知症・生活介護年金保険契約において、保険契約の型がⅢ型の場合、終身生活介護年金支払開始日以後は本条の「解約」を「型の変更」と読み替えて適用します。（第4項第4号を除きます。）

第12節 その他

1. 被保険者の業務、転居および旅行

（被保険者の業務、転居および旅行）

第30条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居もしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料もしくは給付金額等の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第31条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第32条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

3. 時効

（時効）

第33条 給付金等、解約払戻金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

4. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

- 第34条 この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- ② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

5. デビットカード等およびクレジットカードによる保険料等の払込

（デビットカード等による保険料等の払込）

- 第35条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。
- ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。
- ③ 第1項のほか、保険契約者は、会社の指定した電子決済を利用することにより保険料等を払い込むことができます。この場合、会社が実際に保険料等を受け取る前の所定の時を保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱を行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

（クレジットカードによる保険料等の払込）

- 第36条 保険契約者は、会社の指定したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）を使用することにより保険料等を払い込むことができます。
- ② 前項の場合、会社が指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行ったうえで、指定カードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用するときは、クレジットカード利用票を作成した時）に保険料等が払い込まれたものとします。
- ③ 会社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの条件をすべて満たすときは、保険料等の払込はなかったものとして取り扱います。
- (1) 会社が、会社と保険料等のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）から保険料等を受け取ることができないこと
 - (2) 提携カード会社が指定カードの名義人から保険料等を受け取ることができないこと
- ④ 前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 本条の取扱に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
 - (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、保険料等を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則

（給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則）

- 第37条 保険組立特約条項の規定により同じ取扱を行う保険契約について、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）の請求が行われ、その請求に必要な書類が提出された場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 提出された書類から会社が支払事由（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）に該当すると判断でき、かつ、つぎのすべてを満たす他の給付金等がある場合、その請求が給付金等の受取人から同時に行われたものとして取り扱います。
 - ア. 給付金等の受取人が同一であること
 - イ. 保険種類および名称が同一の給付金等または請求書類別表③に該当する給付金等であること
 - (2) 提出された書類から会社が保険料の払込免除事由に該当すると判断できるときは、その保険料の払込免除の請求が保険契約者から同時に行われたものとして取り扱います。

7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

（情報端末による保険契約の申込等に関する特則）

- 第38条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。

- (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。
- ② 会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

8. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則

（インターネットによる保険契約の申込等に関する特則）

第39条 保険契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込および告知（以下「保険契約の申込等」といいます。）をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、会社が電磁的方法により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。
- (3) 会社は、第1号および前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込等があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込等の内容を保険契約者または被保険者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

9. 既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則

（既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則）

第40条 保険契約者は、すでにある会社の定める保険契約（以下本条において「既契約」といいます。）の保険期間が満了する日の2週間前（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することができます。）までに申し出ることにより、会社の承諾を得て、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

- (1) この保険契約の契約日は、第3条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、既契約の保険期間の満了する日の翌日とします。
 - (2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間にこの保険契約の保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ② この保険契約の責任開始の日が既契約の保険期間の満了する日の翌日以降となる場合には、前項の規定は適用しません。

無配当特定疾病治療保険〔I型〕（無解約払戻金型）（002）普通保険約款

(2024年4月1日改正)

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

- (1) 特定疾病保険金
被保険者が保険期間中に特定の疾病（悪性新生物（ガン）、急性心筋梗塞、脳卒中）により所定の状態に該当したときにお支払いします。
- (2) 保険料の払込免除
被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。
- (3) 特定疾病ワイド給付金（特定疾病ワイド給付金特則〔I型〕を付加した場合）
被保険者が保険期間中に悪性新生物（ガン）もしくは上皮内新生物等に罹患したと医師に診断確定されたときまたは急性心筋梗塞もしくは脳卒中の治療を目的として入院を開始したときにお支払いします。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 保険金の支払

（保険金の支払）

第2条 この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
特定疾病保険金	(1) 被保険者が責任開始期以後、保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（総則別表12）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたとき (2) 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 急性心筋梗塞（総則別表12）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき イ. 脳卒中（総則別表12）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	保険金額	被保険者

- ② 前項の特定疾病保険金の支払事由の(1) に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して90日以内に総則別表12の①B中、基本分類コードC50の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、会社は、特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については、責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病保険金を支払います。

（保険金の支払に関する補則）

第3条 被保険者が保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について前条第1項の特定疾病保険金の支払事由に該当する診断確定または診断があった場合には、会社は、被保険者の死亡の直前にその診断確定または診断があったものとして取り扱います。

- ② 被保険者が責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞（総則別表12）により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでに、その急性心筋梗塞を直接の原因として被保険者が死亡した場合には、前条第1項の特定疾病保険金の支払事由の(2) ア. に規定する「労働の制限を必要とする状態」が、その診療を受けた日から被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときにかぎり、被保険者の死亡の直前に前条第1項の特定疾病保険金の支払事由の(2) ア. に規定する特定疾病保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。
- ③ 被保険者が責任開始期以後に発病した脳卒中（総則別表12）により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでに、その脳卒中を直接の原因として被保険者が死亡した場合には、前条第1項の特定疾病保険金の支払事由の(2) イ. に規定する「他覚的な神経学的後遺症」が、その診療を受けた日から被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときにかぎり、被保険者の死亡の直前に前条第1項の特定疾病保険金の支払事由の(2) イ. に規定する特定疾病保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。
- ④ 保険期間中に急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を発病し、保険期間の満了する日から起算して60日以内に、被保険者が前条第1項に定める特定疾病保険金の支払事由の(2) に定める状態に該当した場合には、特定疾病保険金を支払います。
- ⑤ 保険契約は、特定疾病保険金を支払った場合には、その特定疾病保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
- ⑥ 特定疾病保険金が支払われたことにより、この保険契約が消滅した場合には、保険契約者に通知します。
- ⑦ 保険契約者が法人の場合、前条の規定にかかわらず、特定疾病保険金の受取人は保険契約者としてします。
- ⑧ 被保険者が責任開始期前の疾病を原因として、責任開始期以後に前条第1項の特定疾病保険金の支払事由の(2) の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場

合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その疾病（その疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険契約の消滅）

第4条 被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

（保険金の支払方法の選択）

第5条 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

② 前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。

③ 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。

④ 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。

⑤ 保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

第6条 保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類表（①－10）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までににおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第7条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

- ② 前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 前項の保険料の払込免除事由の(1)の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎりません。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項の保険料の払込免除事由の(2)の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ③ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に關する規定を適用しません。
- ⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第8条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
高度障害状態（総則別表2）	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

保険料の 払込免除事由	免責事由
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第9条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第6条(保険金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第10条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目		適用する 規定	適用しない 規定
第1節	用語の定義	○	
第2節	会社の責任開始期	○	
第3節	保険料の払込	○	
第4節	保険契約の解除等	○	
第5節	保険契約内容の変更	○	
	1. 給付金額等の減額	○	
	2. 保険期間の変更		○
	3. 保険料払込期間の変更		○
第6節	保険契約の更新	○	
第7節	保険期間が終身の保険契約への変更		○
第8節	保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節	契約者配当金	○	
第10節	保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節	給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第12節	その他	○	
別表		○	
請求書類別表		○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第11条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第13条 この保険契約には、解約払戻金はありません。

4. 団体保険からの加入に関する特則

（団体保険からの加入に関する特則）

第14条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める団体保険契約（団体保険契約に特約が付加されている場合はその特約を含み、以下本条において「加入前契約」といいます。）からこの保険契約に加入することができます。

② 前項の規定によりこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第3条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。

③ 第1項の規定により加入前契約からこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。

（1）加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の特定疾病保険金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。

（2）加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があったものとします。

5. 他の保険契約からの変更に関する特則

（他の保険契約からの変更に関する特則）

第15条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、無配当産前産後ケア保障付特定医療保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。）前までに申し出ることにより、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

② 本条の変更を行う場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。

③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

（1）変更前契約の3大疾病給付金が支払われている場合

（2）変更前契約の保険期間の満了する日までの変更前契約の保険料が払い込まれていない場合

（3）変更日に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合

④ 変更後の保険期間は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。

⑤ 第3項第3号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱いに準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。

⑥ 変更後契約の保険金額は、変更前契約の基準金額を20倍した金額と同額とします。ただし、保険契約者から変更前契約の保険期間の満了する日の2週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、変更後契約の保険金額を変更することができます。

⑦ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。

- ⑧ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑨ 総則規定第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび総則規定第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑩ 変更後契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。
- ⑪ 変更後契約の責任開始の日の変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- (1) 保険金の支払
- (2) 告知義務および告知義務違反による解除
- ⑫ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

特定疾病ワイド給付金特則〔I型〕

（特則の付加）

第1条 保険契約者は、保険契約の締結または更新の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

（給付金の支払）

第2条 この特則において支払う給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
特定疾病ワイド給付金	(1) 被保険者が、責任開始期前に悪性新生物（総則別表12）および上皮内新生物等（総則別表12）のいずれにも罹患したことがなく、かつ、責任開始期以後、保険期間中に、悪性新生物（総則別表12）または上皮内新生物等（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたとき (2) 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を発病し、その疾病の治療を目的として、病院または診療所における入院（総則別表5）を開始したとき	給付金額	被保険者

- ② 前項の特定疾病ワイド給付金の支払事由の(1)に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物または総則別表12の③B中、基本分類コードD05の上皮内新生物（以下「乳房の上皮内癌」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、会社は、特定疾病ワイド給付金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物および乳房の上皮内癌については、責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（総則別表12）または上皮内新生物等（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病ワイド給付金を支払います。

（給付金の支払に関する補則）

- 第3条 被保険者が保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について前条第1項の特定疾病ワイド給付金の支払事由の(1)に該当する診断確定が行われた場合には、会社は、被保険者の死亡の直前にその診断確定があったものとして取り扱います。
- ② 被保険者が保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を直接の原因として死亡したことが医学的に認められる場合には、会社は、被保険者の死亡の直前に前条第1項の特定疾病ワイド給付金の支払事由の(2)に該当する入院を開始したものとして取り扱います。
- ③ 本則第2条（保険金の支払）第1項の特定疾病保険金の支払事由の(2)に該当したことにより特定疾病保険金が支払われる場合には、会社は、その特定疾病保険金の支払事由に該当した時に前条第1項の特定疾病ワイド給付金の支払事由の(2)に該当する入院を開始したものとして取り扱います。
- ④ 被保険者が急性心筋梗塞（総則別表12）もしくは脳卒中（総則別表12）以外の疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を原因とする入院中に、急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を併発し、その治療を開始したと医学的に認められる場合には、その治療を開始した日に急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）の治療を目的とした入院を開始したものみなして取り扱います。
- ⑤ この特則は、特定疾病ワイド給付金を支払った場合には、その特定疾病ワイド給付金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
- ⑥ 特定疾病ワイド給付金が支払われたことにより、この特則が消滅した場合には、会社の定めるところによりまだ保険料期間の到来していない将来の保険料をこの特則部分を除外したものに改め、保険契約者に通知します。
- ⑦ 保険契約者が法人の場合、前条の規定にかかわらず、特定疾病ワイド給付金の受取人は保険契約者としてします。
- ⑧ 被保険者が責任開始期前の疾病を原因として、責任開始期以後に急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を発病したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原

因によるものとみなして取り扱います。

- (1) この特則の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その疾病（その疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ⑨ 給付金の支払に関して本条に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則第3条（保険金の支払に関する補則）の規定を準用します。

（特則を付加した場合の取扱）

第4条 この特則の保険期間および保険料払込期間は、この保険契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

- ② この特則のみの解約および給付金額のみの減額を取り扱いません。
- ③ 本則の保険金額が減額されたときは、この特則の給付金額は同じ割合で減額されるものとします。
- ④ この保険契約が更新されるときは、この特則も更新されます。この場合、更新後のこの特則の給付金額の本則の保険金額に対する割合は更新前と同一とします。
- ⑤ 給付金の請求等については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類別表（①－17）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
 - (2) 給付金の支払時期および支払場所については、本則第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
- ⑥ 本則第14条（団体保険からの加入に関する特則）による団体保険からの加入の際に、この特則を付加することはできません。
- ⑦ この特則に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則の規定を準用します。

保険組立特約

2020年4月1日改正

(この特約の趣旨)

この特約は、保険契約者が同一である1または2以上の主契約にそれぞれ付加することにより、付加された保険契約を指定契約とし、指定契約の取扱について定めることを主な内容とするものです。

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加できる主たる保険契約のことをいいます。
指定契約	この特約が付加され指定された保険契約のことをいいます。
締結時指定契約	この特約の締結の際に指定契約に指定された保険契約のことをいいます。
被指定組立特約	締結時指定契約に付加したこの特約のことをいいます。
追加指定契約	被指定組立特約の締結後に指定契約として追加された保険契約のことをいいます。
契約基準日	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
責任開始期・責任開始日	保険契約上の保障を開始する時期のことを「責任開始期」といい、責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。
給付金（額）等	主契約の各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。

(特約の締結)

第2条 この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、次条の指定契約の資格を満たす1または2以上の主契約にそれぞれ付加して締結します。この場合、保険契約者の申出がある被指定組立特約については同じ取扱を行うものとします。

② 前項の規定によりすでに被指定組立特約を付加した保険契約があり、保険契約者から、新たな主契約の締結の際に指定契約の追加の申出がある場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 次条の指定契約の資格を満たす新たな主契約に新たなこの特約を付加します。

(2) 前号の新たなこの特約は、既存の被指定組立特約と同じ取扱をします。

(指定契約の資格)

第3条 指定契約の資格は、つぎのすべての要件を必要とします。

(1) 会社の定める主契約であること

(2) 各指定契約の保険契約者が同一であること

(3) 各指定契約の契約基準日が同一であること

(4) 各指定契約の第2回以後の保険料の払込方法（経路）は同一であり、払込期月を同一とする払込の要する保険料を合わせて払い込むこと

(5) 1回に払い込まれる指定契約の保険料の合計額が会社の定める金額以上であること

(指定契約の指定または追加)

第4条 保険契約者は、主契約にこの特約を付加する際、つぎのとおり、指定契約の指定または追加を行うことを要します。

(1) 被指定組立特約の締結時
指定契約の指定

(2) 被指定組立特約の締結後
指定契約の追加

② 指定契約の指定または追加を行うときは、保険契約者は、請求書類別表（②－9）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 指定契約の指定または追加が行われたときは、保険契約者に通知します。

(追加指定契約の契約日)

第5条 追加指定契約の契約日は、つぎのとおりとします。

- (1) 追加指定契約の責任開始日と契約基準日の月単位の応当日（月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日のことをいい、以下、本条において「基準応当日」といいます。）が異なるとき
追加指定契約の責任開始日の直後に到来する基準応当日
- (2) 追加指定契約の責任開始日と基準応当日が一致するとき
追加指定契約の責任開始日
- ② 追加指定契約の契約基準日は、締結時指定契約の契約基準日と同一とします。
- ③ 追加指定契約の保険期間、保険料払込期間および保険料期間は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険期間および保険料払込期間は、追加指定契約の契約日および契約基準日にもとづいて計算するものとします。
- (2) 保険料期間は、契約基準日を起算日とした締結時指定契約の月ごとの保険料期間と同一期間として取り扱います。
- ④ 追加指定契約の月単位の契約応当日は、基準応当日とします。

（指定契約の保険料の払込）

第6条 月払の各指定契約の第2回以後の保険料は、各指定契約の保険料払込期間中、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 払込期月を同一とするすべての指定契約の保険料を合わせて払い込むことを要します。
- (2) 前号の保険料は、払込を要する指定契約にかぎります。
- ② 保険料の払込期月中または保険料払込の猶予期間中に、各指定契約に定める給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、つぎのとおりとします。
- (1) 給付金等の支払事由が生じた場合
支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引くときまたは未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて差し引くまたは払い込むことを要します。
- (2) 保険料の払込免除事由が生じた場合
未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて払い込むことを要します。
- ③ 指定契約の保険料払込期間中、払込を要する保険料期間が同一のすべての指定契約のうち、一部の指定契約の保険料が払い込まれ、他の指定契約の保険料が払い込まれないときは、払い込まれない指定契約は、その保険料期間の初日に指定契約の撤回が行われたものとします。
- ④ つぎの各号により指定契約の保険料が第3条（指定契約の資格）第5号の要件を満たさなくなる場合、払い込まれる指定契約の保険料は、会社の定める方法による保険料の前納により払い込むことを要します。
- (1) 指定契約の保険契約内容の変更が行われたとき
- (2) 指定契約の解約その他の事由により指定契約が消滅したとき
- (3) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき
- (4) 指定契約の撤回が行われたとき
- (5) 指定契約の保険料払込期間が満了したとき
- ⑤ つぎの各号により指定契約の保険料が第3条（指定契約の資格）第5号の要件を満たさなくなる場合、前項第2号の規定に該当するときでも、前納により保険料を払い込むことを要しません。
- (1) 指定契約の被保険者が死亡したとき
- (2) 指定契約が給付金等（満期保険金を除きます。）の支払により消滅したとき
- (3) 指定契約の保険料の払込が免除されたとき
- (4) 指定契約が給付金等の通算支払限度に達したことにより消滅したとき

（指定契約の失効）

第7条 すべての指定契約が効力を失った場合（無配当終身認知症・生活介護年金保険の場合で、保険契約の型がⅢ型のときに終身生活介護年金支払開始日以後に保険契約が効力を失ったときを含みます。）には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（指定契約の復活）

第8条 前条の規定により効力を失ったすべての指定契約を復活する場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 指定契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- (2) すべての指定契約を同時に復活することを要します。
- (3) 第1号および前号の規定による場合、この特約も同時に復活されたものとします。
- ② この特約が失効せずに、一部の指定契約の撤回が行われていない指定契約を復活する場合には、効力を失ったすべての指定契約（指定契約の撤回が行われていない指定契約にかぎります。）を同時に復活することを要します。
- ③ 第1項および前項の場合で、一部の指定契約が復活しないときは、復活しない指定契約は、指定契約の撤回が行われたものとします。

（指定契約の保険料の振替貸付）

第9条 指定契約の保険料の振替貸付を取り扱う場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険料の振替貸付の申出の際、貸付の原資となる指定契約を定めることとします。
- (2) 貸付を受ける指定契約は、払込を要するすべての指定契約とし、すべての指定契約の保険料を合わせて貸し付け、保険料の払込に充当するものとします。

(指定契約の撤回)

第10条 保険契約者は申出により、指定契約について、指定契約の撤回を行うことができます。

- ② 指定契約の撤回を行った保険契約については、撤回以後この特約が付加されていない保険契約として取り扱います。
- ③ 指定契約の撤回を行うときは、保険契約者は、請求書類別表（②－9）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 指定契約の撤回が行われたときは、保険契約者に通知します。

(特約の解約)

第11条 すべての指定契約について、指定契約が解約された場合には、同時にこの特約も解約されたものとします。

(特約の解約払戻金)

第12条 この特約には、解約払戻金はありません。

(特約の消滅)

第13条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) すべての指定契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (2) すべての指定契約について、指定契約の撤回が行われたとき

(保険契約者の変更)

第14条 指定契約の保険契約者を変更する場合は、つぎの方法により取り扱います。

- (1) すべての指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
- (2) 保険契約者が申し出た指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
- ② 前項第2号の規定による変更後の指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 付加されているこの特約については、同じ取扱を行います。
 - (2) 変更後の指定契約は、第3条（指定契約の資格）の要件を満たすことを要します。

(契約者配当金)

第15条 この特約には、契約者配当金はありません。

(追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの取扱)

第16条 追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの期間（以下本条において「特別期間」といいます。）におけるその追加指定契約については、本条の規定を適用して取り扱います。

- ② 特別期間中に追加指定契約の給付金等の支払事由が生じた場合、その追加指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
 - (2) 第5条（追加指定契約の契約日）の規定は適用しないものとし、第3条（指定契約の資格）の要件を満たしたものとします。
- ③ 特別期間中、会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。
- ④ 特別期間中に追加指定契約を解約するときは、その追加指定契約の解約払戻金額は、追加指定契約の契約日に解約したものとした金額とします。ただし、第2項の規定に該当する追加指定契約は除きます。

(指定契約が更新される場合の取扱)

第17条 指定契約が更新されるときは、この特約も同時に更新されます。

- ② 前項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ③ 更新後のこの特約については、更新日におけるこの特約条項を適用します。

指定代理請求特約

2020年4月1日改正

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）
 - ア. 被保険者が受取人に指定されている保険金
 - イ. 被保険者が受け取ることとなる保険金
 - ウ. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金
 - (2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等または保険料の払込免除の請求時に会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎりします。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族
 - (2) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている前号以外の者
 - (3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - (4) 第2号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者
- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表1に定める書類を会社に提出してください。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 つぎの各号の場合、指定代理請求人が別表1に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求することができます。

- (1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
 - (2) 被保険者と同一人である保険契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき
- ② 前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前条第1項のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- (1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者
 - (2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - (3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
 - (4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者
- ⑤ 指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

(指定代理請求人への解除通知)

第5条 この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定のほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

特約

指定代理請求特約

- (1) 告知義務違反による解除
- (2) 重大事由による解除

(特約を付加した場合の取扱)

第6条 この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

- ② 保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

第7条 この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

(保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則)

第8条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人として扱います。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第9条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第5項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。
- (2) 第5条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約を付加した場合の取扱）第3項中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

保険料口座振替取扱特約

2023年5月1日改正

特約

保険料口座振替取扱特約

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結または更新の際もしくは保険料払込期間中に保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

② この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替（保険料相当額を保険契約者の指定口座から会社の口座に振り替えることをいいます。以下同様とします。）の取扱について提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、保険料口座振替を委任すること

(保険料率)

第2条 この特約を付加する月払契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約が付加された5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の各保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第3条 保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日（以下この定めた日を「振替日」といいます。）に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

- ② 前項の振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、保険料は振替日の翌営業日に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。
- ③ 第1項または第2項の規定により保険料口座振替が行われた場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ④ 第1項または第2項の規定により同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料口座振替を行う場合には、保険契約者は会社に対し、その振替順序を指定できないものとします。
- ⑤ 保険料口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

(繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込)

第4条 会社は、保険契約者からの申出により、つぎの保険料口座振替を会社の定める範囲内で取り扱うことができます。

- (1) 月払契約の場合、繰り返し同一月数分（以下この月数を「振替月数」といいます。）の保険料（保険料払込期間満了までの月数が振替月数に満たないときは、その最終月までの保険料とします。）を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に保険料口座振替により一括して会社に払い込むことができます。
- (2) まだ保険料期間の到来していない保険料（以下「前納保険料」といいます。）の全部または一部を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、前条第1項または第2項に規定する保険料と同時に保険料口座振替により会社に払い込むことができます。
- (3) 前納保険料の全部または一部を、会社の定める日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、保険料口座振替により会社に払い込むことができます。
- ② 本条の規定による保険料口座振替を行う場合には、主約款の保険料の前納に関する規定および前条第3項から第5項までの規定を準用します。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 第3条（保険料の払込）の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 月払契約の場合には、翌月の振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合には、振替日の翌月の応当日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に再度保険料口座振替を行います。
- ② 前条第1項第1号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、毎月払に変更した上で、前項第1号の規定を適用します。この場合、保険契約者からとくに申出のないかぎり、以後の保険料は毎月払で保険料口座振替を行います。
- ③ 前条第1項第2号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者か

ら前条第1項第2号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行います。ただし、払込期月を過ぎた保険料については、第1項の規定を適用します。

- ④ 前条第1項第3号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者から前条第1項第3号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行います。
- ⑤ 第1項から第3項までの規定による払込期月を過ぎた保険料の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料口座振替扱に関する諸変更）

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

- ② 第4条（繰返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第1項第1号による取扱を行っている保険契約について、振替月数の変更または毎月払への変更をする場合には、保険契約者は、あらかじめ会社に申し出てください。
- ③ 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。この場合、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
- ④ 提携金融機関が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
- ⑤ 会社は、会社または提携金融機関に止むを得ない事情が発生した場合には、振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第7条 つぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が失効したとき
- (3) 保険料の振替貸付が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 保険料の払込方法（経路）を他に変更したとき
- (6) 第1条（特約の適用）第2項の条件を満たさなくなったとき
- (7) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の場合に該当したとき

（主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）

第9条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同様とします。）から保険料口座振替を行う場合には、主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日は第1回保険料が指定口座から振り替えられた日とし、その日を契約日とします。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。

- (1) 会社の定める団体保険契約の普通保険約款またはこれに付加されている会社の定める特約の規定により、会社の定める同種の個人保険に加入するとき
- (2) 取扱総則規定約款に定める既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則を適用して、会社の定める個人保険に加入するとき
- ② 指定口座から振り替えられるべき第1回保険料については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（保険料の払込）第1項の規定中「払込期月中の会社の定めた日」とあるのは「会社の定めた日」と読み替えます。
 - (2) この特約の第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）、第6条（保険料口座振替扱に関する諸変更）および第7条（特約の消滅）の規定は適用しません。
- ③ 第1回保険料が指定口座から振り替えられるべき日に保険料口座振替できなかったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
 - (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第1項および前項の規定にかかわらず、保険契約者の申出により、保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本項において「追加指定契約」といいます。）の第1回保険料を保険料口座振替する場合には、つぎの各号のとおり取り扱うものとします。

- (1) 取扱総則規定約款に定める会社の責任開始期の規定にかかわらず、会社の責任開始期は、追加指定契約の申込をした時（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知の時。）以後の保険組立特約条項に定める基準当日とし、責任開始期の属する日を契約日とします。ただし、会社が追加指定契約の申込を承諾した場合にかぎります。
- (2) 追加指定契約の第1回保険料が保険料口座振替できなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約を無効とします。
- (3) 追加指定契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

（ボーナス併用払込方式が適用されている場合の特則）

- 第10条 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合で、振替日に保険料口座振替不能となったときは、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項第1号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
- (1) ボーナス月直前の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の振替日にボーナス月直前の平常月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月の保険料については、次号の規定を準用します。
 - (2) ボーナス月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の翌月の振替日にボーナス月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月直後の平常月の保険料については、次号の規定を準用します。
 - (3) 第1号以外の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
- ② 前項の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の規定を準用します。
- ③ 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合には、第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）の取扱は行いません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

- 第11条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、複数の指定契約を1契約として、この特約の規定を準用します。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

- 第12条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第2条（保険料率）第3項の規定は「第1項の規定にかかわらず、主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。」と読み替えます。
 - (2) 第3条（保険料の払込）第1項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (3) 第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第2項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (4) 第8条（主約款の規定の適用）および次条中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (5) 第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第1項中「主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (6) 会社の定める保険料払込免除特約等を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替により払い込むことができます。この場合、第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第2項および第4項の規定を準用します。

（契約日の特則）

- 第13条 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾し

たときには、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

- (1) この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- (2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

別表

1. 不慮の事故
2. 高度障害状態
3. 身体障害状態
12. 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等

「出産保険からの変更」の場合、適用されることのない規定について記載を省略しています。
--

1. 不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は①によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、②の事故は除外します。

① 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、①の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、①の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

② 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

2. 高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

3. 身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ② 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ③ 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

- の
- ④ 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1 下肢の用もしくは1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの
- の
- ⑤ 1 手の5 手指を失ったかもしくは第1 指（母指）および第2 指（示指）を含んで4 手指を失ったかまたは10 手指の用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 10 足指を失ったもの
- ⑦ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

2. および3. の備考

① 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

② 眼の障害（視力障害）

- A 視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- B 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- C 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

③ 言語またはそしゃくの障害

- A 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
- ア 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- イ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ウ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- B 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

④ 耳の障害（聴力障害）

- A 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- B 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

⑤ 上・下肢の障害

- A 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- B 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

⑥ 脊柱の障害

- A 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- B 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

⑦ 手指の障害

- A 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- B 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

⑧ 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

12. 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等

① 悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、下記Aにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記Bの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

A 対象となる悪性新生物の定義

定 義
悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌（D00～D09）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C44）を除く。）

B 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
○消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
○呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
○骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
○皮膚の悪性黒色腫	C43
○中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
○乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
○女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
○眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
○甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
○部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
○リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
○性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
・骨髓異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち	
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
・骨髓線維症	D47.4
・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

C 上記Bにおいて、「悪性新生物」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学 第3.1版」中、新生物＜腫瘍＞の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

①の備考

「上皮内癌」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学 第3.1版」中、新生物＜腫瘍＞の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

（注）胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、胃、結腸または直腸の粘膜癌は、前Bおよび前Cに該当するものとみなして取り扱います。

② 急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、下記Aにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記Bの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

A 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾 病 の 定 義
1. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
2. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

B 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 急性心筋梗塞	○虚血性心疾患(I 20～ I 25)のうち ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
2. 脳卒中	○脳血管疾患(I 60～ I 69)のうち ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

③ 上皮内新生物等

対象となる上皮内新生物等とは、下記Aにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記Bの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

A 対象となる上皮内新生物等の定義

定 義
悪性腫瘍細胞が存在するが、上皮内に限局しており、組織への浸潤的な増殖がないことで特徴付けられる疾病および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C 44）

B 対象となる上皮内新生物等の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
ア 上皮内癌 ○上皮内新生物＜腫瘍＞（D00～D09）中の ・口腔、食道及び胃の上皮内癌 ・その他及び部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳及び呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ただし、つぎに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。 ・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔CⅠN〕，異型度Ⅲ ・その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌 ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。 ・外陰部（D07.1）中の ・外陰部上皮内腫瘍〔VⅠN〕，異型度Ⅲ ・膣（D07.2）中の ・膣上皮内腫瘍〔V AⅠN〕，異型度Ⅲ ・その他及び部位不明の上皮内癌	D00 D01 D02 D03 D04 D05 D06 D07 D09
イ 皮膚癌 ○皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞（C43～C44）中の ・皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞	C44

C 上記Bにおいて「上皮内新生物等」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学 第3.1版」中、新生物＜腫瘍＞の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

ア 上皮内癌

第5桁性状コード番号
／2・・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

（注）胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、胃、結腸または直腸の粘膜癌は、①悪性新生物のBおよびCに該当するものとみなして取り扱います。

イ 皮膚癌

第5桁性状コード番号
／3・・・・・・悪性、原発部位 ／6・・・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9・・・・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

請求書類

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

「出産保険からの変更」の場合、適用されることのない規定について記載を省略しています。

② その他の請求に必要な書類

「出産保険からの変更」の場合、適用されることのない規定について記載を省略しています。

※以下の特約については特約条項をご覧ください。

- 指定代理請求特約

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目		必要書類
10. 特定疾病保険金等	・ 特定疾病保険金 ・ 特定疾病・疾病障害保険金 ・ 10大疾病保険金 ・ 3大疾病給付金 ・ 第1回の特定疾病年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、特定疾病保険金等の受取人と同一人の場合は不要） (4) 特定疾病保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・ 第2回以後の特定疾病年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 特定疾病年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
12. 保険料の払込免除		(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因として所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎり。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを証する書類（公的介護保険制度による要介護認定を受けたことにより請求する場合にかぎり。） (5) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者福祉法にもとづく所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎり。） (6) 被保険者の国民年金法にもとづく障害基礎年金の支給要件に該当する所定の状態に該当していることを証する書類（国民年金法にもとづく所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎり。） (7) 被保険者の住民票 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

（注）1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

② その他の請求に必要な書類

項目		必要書類
1. 保険契約の復活		(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書 (3) 保険証券
2. 解約および解約払戻金		(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
3. 保険契約内容の変更	・ 給付金額等の減額 ・ 払済保険への変更 ・ 保険料払込期間の変更 ・ 年金支払開始日の変更 ・ 年金の種類等の変更 ・ 保険契約の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
	・ 年金支払期間の変更	会社所定の請求書

項目	必要書類
6. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8. 指定代理請求人の指定および変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9. 指定契約の指定、追加および撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

全国支社一覧

(作成月現在)

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
旭川	070-0031	旭川市一条通9- 右 10	0166-23-4024
札幌北	001-0908	札幌市北区新琴似8条1- 1-41	011-709-5526
札幌	060-0002	札幌市中央区北2条西3- 1	011-231-5533
札幌東	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条5- 4-18	011-896-1410
札幌南	005-0003	札幌市南区澄川3条5- 2-13	011-842-1711
札幌西	063-0812	札幌市西区琴似2条7- 2- 3	011-612-5501
小樽	047-0032	小樽市稲穂2- 6- 3	0134-25-7060
函館	040-0011	函館市本町 12- 2	0138-51-8550
青森	030-0861	青森市長島2-25- 1	017-776-2413
八戸	031-0081	八戸市柏崎1-10-12	0178-46-1181
盛岡	020-0878	盛岡市肴町3- 9	019-653-3102
秋田	010-0951	秋田市山王3- 1-12	018-863-8111
石巻	986-0825	石巻市穀町3-15	0225-23-0206
塩釜	985-0021	塩釜市尾島町 16-10	022-363-0527
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町2- 8-15 太陽生命仙台ビル1階	022-225-3111
仙台南	982-0011	仙台市太白区長町5- 1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022-249-3271
山形	990-0039	山形市香澄町2- 2-31 カーニープレイス山形2階	023-632-2761
*新庄	996-0023	新庄市沖の町2- 4 ビーンズ新庄ビル3階・4階	0233-28-0155
郡山	963-8004	郡山市中町1-22 大同生命ビル	024-923-5447
牛久	300-1234	牛久市中央4-24- 2 アルシェビル4階	029-830-8282
水戸	310-0805	水戸市中央1- 2-19	029-227-1101
宇都宮	320-0035	宇都宮市伝馬町2-11	028-634-0121
小山	323-0022	小山市駅東通り2-24-18	0285-22-8441
高崎	370-0824	高崎市田町 57- 1	027-322-5554
熊谷	360-0043	熊谷市星川2-75	048-521-1285
大宮	330-0846	さいたま市大宮区大門町3-42- 5	048-641-3786
所沢	359-1123	所沢市日吉町 18- 1 ARAI-181ビル	04-2922-5191
浦和	330-0063	さいたま市浦和区高砂3- 4- 9	048-829-2921
朝霞	351-0005	朝霞市根岸台5- 3-18	048-463-6099
川越	350-1123	川越市脇田本町 26- 4	049-247-3451
春日部	344-0061	春日部市粕壁2- 8-13	048-754-6560
越谷	343-0845	越谷市南越谷1-19- 6 越谷ビル6階	048-961-6730
千葉	260-0014	千葉市中央区本千葉町 10- 5	043-222-4121
船橋	273-0005	船橋市本町2-27-25	047-432-2711
市川	272-0021	市川市八幡1-11- 4	047-334-3244
柏	277-0842	柏市末広町6- 3	04-7145-4155

* 印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
松戸	271-0091	松戸市本町1-5 MKビル5階	047-368-1288
小岩	133-0057	江戸川区西小岩1-29-7	03-3671-7581
千住	120-0036	足立区千住仲町19-8	03-3882-7638
青戸	125-0062	葛飾区青戸3-41-8	03-3602-5106
赤羽	115-0045	北区赤羽2-17-4	03-3903-9881
江東	136-0071	江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル7階	03-5836-1568
東京	101-0032	千代田区岩本町2-4-3	03-3862-1821
池袋	171-0022	豊島区南池袋2-49-4	03-3987-4321
中野	165-0026	中野区新井2-30-5	03-3387-4441
烏山	157-0062	世田谷区南烏山5-17-8	03-3305-6061
大森	143-0016	大田区大森北1-17-4	03-3762-5728
*蒲田	144-0052	大田区蒲田5-24-2 損保ジャパン蒲田ビル5階	03-5480-4035
田無	188-0012	西東京市南町3-25-2	042-461-7609
立川	190-0023	立川市柴崎町3-11-2	042-523-0251
八王子	192-0083	八王子市旭町9-1 八王子スクエアビル	042-642-1741
町田	194-0022	町田市森野1-32-17	042-722-2603
*相模原	252-0143	相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル4階	042-700-0237
登戸	214-0013	川崎市多摩区登戸新町445-1	044-911-4217
川崎	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-24	044-244-1337
横浜北	222-0011	横浜市港北区菊名6-3-14	045-401-1761
横浜	231-0047	横浜市中区羽衣町1-3-1	045-261-8381
*横浜西	241-0821	横浜市旭区二俣川2-50-14 コプレ二俣川オフィス10階	045-273-1042
横須賀	238-0008	横須賀市大滝町1-20-1	046-822-2322
湘南	236-0028	横浜市金沢区洲崎町6-5	045-781-2081
戸塚	244-0002	横浜市戸塚区矢部町17-4	045-871-1101
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町13-2	0466-23-4150
大和	242-0017	大和市大和東3-15-4	046-264-8265
厚木	243-0018	厚木市中町4-16-22	046-222-1178
平塚	254-0042	平塚市明石町1-24	0463-21-2085
小田原	250-0012	小田原市本町1-1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465-24-5681
松本	390-0815	松本市深志2-4-26	0263-36-5291
長野	380-0935	長野市中御所1-16-20	026-268-0227
新潟	950-0088	新潟市中央区万代4-1-11	025-243-3618
富山	930-0007	富山市宝町1-3-14	076-432-1534
金沢	920-0024	金沢市西念2-1-12	076-263-0541
福井	910-0004	福井市宝永2-1	0776-22-6630
沼津	410-0056	沼津市高島町11-13	055-921-5325

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
富士	417-0047	富士市青島町 192- 2 サン・アイ富士ビル2階	0545-52-8761
清水	424-0815	静岡市清水区江尻東2- 1- 5	054-365-2919
静岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町 11- 4	054-254-2551
*藤枝	426-0034	藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル2階・3階	054-645-7600
浜松	430-0926	浜松市中央区砂山町 353- 8	053-454-2501
豊橋	440-0888	豊橋市駅前大通3-53	0532-54-0515
岡崎	444-0044	岡崎市康生通南2- 3	0564-21-4822
熱田	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2- 2- 4	052-681-8538
春日井	486-0916	春日井市八光町 1-20-2	0568-31-2866
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3- 6-34	052-962-8911
名古屋東	465-0093	名古屋市名東区一社2-25	052-705-3522
名古屋西	453-0054	名古屋市中村区鳥居西通1-13	052-413-2821
一宮	491-0904	一宮市神山1- 4- 6	0586-45-5230
四日市	510-0074	四日市市鷺の森1- 1-18	059-351-1065
津	514-0033	津市丸之内 34- 5 津中央ビル2階・3階	059-229-2881
岐阜	500-8175	岐阜市長住町2-16- 3	058-265-6811
大津	520-0042	大津市島の関2- 2	077-524-1580
京都	600-8099	京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075-361-8111
京都南	612-8362	京都市伏見区西大手町 307-60	075-621-5633
奈良	631-0823	奈良市西大寺国見町1- 3- 7	0742-43-8011
高槻	569-0072	高槻市京口町9- 5	072-671-8815
豊中	561-0884	豊中市岡町北1- 2-17	06-6853-6565
寝屋川	572-0837	寝屋川市早子町 10-21	072-820-2850
大阪	541-0048	大阪市中央区瓦町3- 6- 5 銀泉備後町ビル3階	06-4706-1090
大阪西	551-0002	大阪市大正区三軒家東1-19-14	06-6554-8561
大阪南	558-0013	大阪市住吉区我孫子東1-10- 6	06-6691-3551
大阪東	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-16-27	06-4301-8585
大阪北	532-0023	大阪市淀川区十三東1-10-26	06-6302-7798
布施	577-0056	東大阪市長堂3- 4-24	06-6784-6121
堺	590-0048	堺市堺区一条通16- 1	072-238-3848
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡2-10-15	072-952-1410
岸和田	596-0054	岸和田市宮本町 29-26	072-431-3732
和歌山	640-8331	和歌山市美園町2- 1	073-436-7311
川西	666-0033	川西市栄町 10-16	072-758-1516
尼崎	660-0881	尼崎市昭和通2- 7- 1 ニューアルカイクビル5階	06-6482-7611
西宮	662-0918	西宮市六湛寺町 14- 5	0798-35-5335
神戸	650-0004	神戸市中央区中山手通2- 1- 8	078-391-5401

* 印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
神戸西	654-0024	神戸市須磨区大田町3- 1- 4	078-732-3557
明石	673-0016	明石市松の内2- 8- 3	078-927-0202
姫路	670-0947	姫路市北条 432-14	079-225-2006
岡山	700-0821	岡山市北区中山下1- 2- 3	086-225-1908
倉敷	710-0826	倉敷市老松町2- 7- 2	086-425-7815
松江	690-0006	松江市伊勢宮町 519- 1 松江大同生命ビル5階	0852-22-4380
福山	720-0812	福山市霞町1- 2-11	084-923-2426
呉	737-0045	呉市本通2- 1-23 大同生命呉ビル	0823-24-3390
広島	732-0826	広島市南区松川町1-19	082-262-1141
広島西	733-0812	広島市西区己斐本町2-12-28	082-272-8346
徳山	745-0073	周南市代々木通2-47	0834-21-0787
宇部	755-0042	宇部市松島町 18-10	0836-31-3709
下関	750-0012	下関市観音崎町 12-10	083-223-8266
高松	760-0056	高松市中新町2- 5	087-861-0795
松山	790-0003	松山市三番町6- 8- 1	089-941-2270
徳島	770-0923	徳島市大道1-62 中筋ビル4階	088-626-0151
高知	780-0053	高知市駅前町2-16	088-824-0353
小倉	802-0005	北九州市小倉北区堺町2- 3-20	093-531-1835
八幡	806-0028	北九州市八幡西区熊手2- 3-13	093-631-1731
福岡東	813-0013	福岡市東区香椎駅前2- 1-21	092-672-1911
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-23	092-474-1971
福岡西	814-0021	福岡市早良区荒江3-11-32	092-831-6781
福岡南	812-0879	福岡市博多区銀天町 3-6-21	092-571-3318
久留米	830-0018	久留米市通町8- 6	0942-35-6161
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1- 4- 8	0952-26-7313
佐世保	857-0864	佐世保市戸尾町3- 5	0956-24-2264
長崎	850-0032	長崎市興善町2-31	095-826-5231
熊本	860-0806	熊本市中央区花畑町 4-3	096-353-1281
大分	870-0034	大分市都町1- 1- 1	097-534-0054
宮崎	880-0806	宮崎市広島2-12-11	0985-28-1811
鹿児島	892-0844	鹿児島市山之口町 12-14	099-224-3835
那覇	900-0006	那覇市おもろまち1- 3-31 那覇新都心メディアビル 西棟9階	098-941-3313
*コザ	904-0031	沖縄市上地1- 1- 1 コザ・ミュージックタウン	098-931-9134

=MEMO=

太陽生命からのお願い

- つぎのようなときには、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。
 - ・ご転居、住所表示変更などのとき
 - ・名義変更（契約者変更、受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき
- 当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。
※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター



0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時
(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)

※お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、
あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱いについては、当社ホーム
ページをご覧ください。



● 「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。本保険契約の締結については、太陽生命保険株式会社が引受保険会社となります。

 **太陽生命保険株式会社**

ホームページ <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>
(本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

※この冊子と同じ内容をホームページでもご覧になれます。
(表紙に記載されたしおり約款閲覧コードで検索できます。)